

昭和三十五年通商産業省令第十号

特許法施行規則

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二十八条第二項、第二百十条、第八十七條および第八十九條の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、特許法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第十九条）
- 第二章 削除
- 第三章 特許出願（第二十三条—第三十一条）
- 第四章 特許出願の審査（第三十一条の二—第三十七条）
- 第四章の二 出願公開（第三十八条）
- 第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二—第三十八条の十四の二）
- 第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十四の三—第三十八条の十八）
- 第五章 判定（第三十九条—第四十条）
- 第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）
- 第七章 裁定（第四十一条—第四十五条）
- 第八章 特許異議の申立て（第四十五条の二—第四十五条の六）
- 第九章 審判及び再審
 - 第一節 総則（第四十六条—第五十条の十六）
 - 第二節 口頭審理（第五十一条—第五十六条）
 - 第三節 証拠調べ及び証拠保全
 - 第一款 総則（第五十七条—第五十七条の七）
 - 第二款 証人尋問（第五十八条—第五十八条の十八）
 - 第三款 当事者尋問（第五十九条—第五十九条の三）
 - 第四款 鑑定（第六十条—第六十条の八）
 - 第五款 書証（第六十一条—第六十一条の十一）
 - 第六款 検証（第六十二条—第六十二条の二）
 - 第七款 証拠保全（第六十三条—第六十五条）
- 第十章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条—第六十九条の二）
- 第十一章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条—第七十八条）

附則

第一章 総則

（書面による手続等）

第一条 特許出願、請求その他の特許に関する手続（以下単に「手続」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面で行わなければならない。

- 2 書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。
- 3 書面には、提出者の氏名又は名称、住所又は居所及び法人にあつては代表者の氏名を記載しなければならない。
- 4 書面に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいい、外国人にあつては、当該国においてこれに相当するものをいう。）を括弧書で併せて記載することができる。
- 5 特許庁長官又は審判長は、前項の規定による旧氏の記載について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

（書面の用語等）

第二条 書面（次項に規定するものを除く。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、日本語で書かななければならない。

- 2 委任状、国籍証明書その他の書面であつて、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

第三条 書面に計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第一項に規定する物象の状態の量に関し記載する場合は、同法第八条並びに同法附則第三条、第四条、第五条、第六条並びに第八条第一項及び第三項の規定に従つて記載しなければならない。

（副本の提出）

第四条 書面を提出する場合において、相手方があるときは、相手方に送付するために必要な数の副本を提出しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数と同じ数とする。

（期間の延長の請求等の様式等）

第四条の二 特許出願及び拒絶査定不服審判の請求に関してする特許法第四条若しくは第五条第一項若しくは第三項の規定による期間の延長、同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同法第八十八条第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなければならない。

- 2 特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定による期日の変更の請求（前項に規定する請求を除く。）は、様式第三によりしなければならない。
- 3 特許法第五条第二項の規定による期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない。
- 4 前項の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては許してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
 - 一 当事者の一方につき代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。
 - 二 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。
- 5 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間に係るものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 特許庁長官が指定した期間（特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求に関する手続に関し特許庁長官が指定した期間を除く。）に係る延長
 - 二 審査官が指定した期間（特許法第六十二条の規定による審査において同法第四十八条の七の規定により審査官が指定した期間並びに同法第六十七条の四（同法第六十七条の八において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第五十条の規定により審査官が指定した期間を除く。）に係る延長

6 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間は、特許庁長官又は審査官が手続をすべきものとして指定した期間の末日（当該期間の末日が同法第三条第二項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該期間の末日）の翌日から二月とする。

（代理権の証明）

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授權又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。以下この条において同じ。）をもって証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。

- 一 手続の受継の申立て
 - 二 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による特許を受ける権利の承継の届出
 - 三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）
 - 四 出願審査の請求（他人による請求に限る。）
 - 五 特許権の存続期間の延長登録の出願
 - 六 判定の請求
 - 七 裁定の請求
 - 八 特許法第八十四条（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による答弁書の提出
 - 九 特許異議の申立て
 - 十 特許法第九十九条第一項の規定による参加の申請（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）
 - 十一 特許法第二百十条の五第一項の規定による最初の意見書の提出（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）
 - 十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）
 - 十三 特許法第三十四条第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十一条第三項及び第七十四条第三項において準用する場合を含む。）
 - 十四 特許法第四百四十八条第一項又は第三項の規定による参加の申請（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）
 - 十五 証拠保全の申立て（判定請求前、特許異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）
 - 十六 再審の請求
 - 十七 第二十七条の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出（特許権者による届出に限る。）
- 2 手続をした者若しくは特許権者が第九条の二第一項の規定により代理人の選任若しくは変更若しくはその代理人の代理権の内容の変更を届け出る場合又は手続をした者若しくは特許権者の代理人が同条第二項の規定により代理人に選任されたことを届け出る場合は、選任した代理人の代理権若しくは変更後の代理権又は選任された代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。
- 3 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合において、第九条の二第一項又は第二項の届出をすることなく、新たな代理人により当該事件に関する手続をするときは、その代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。ただし、次に掲げる手続については、この限りではない。
- 一 特許法第七十条第一項の規定による特許料の納付
 - 二 特許法第一百一十一条第一項の規定による既納の特許料の返還請求
 - 三 特許法第一百二十二条第二項の規定による割増特許料の納付
 - 四 特許法第八十六条第一項の規定による証明、書類の謄本及び抄本の交付、書類の閲覧及び謄写並びに特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求
 - 五 特許法第九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求
 - 六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続
 - 七 第三十一条の三第一項の規定による優先審査に関する事情説明書の提出
- 4 特許庁長官又は審判長は、第一項及び前項の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命ずることができる。

（在外者の手続の特例）

第四条の四 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条第二号の経済産業省令で定める手続は、第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本等又は第二十七条の十一第七項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出とする。

（証明書の提出）

第五条 特許を受ける権利の承継を届け出るときは、その権利の承継を証明する書面を提出しなければならない。

2 特許庁長官は、特許を受ける権利を承継した者の特許出願について必要があると認めるときは、その権利の承継を証明する書面の提出を命ずることができる。

第六条 手続をする者は、手続をすることについて第三者の許可、認可、同意または承諾を要するときは、これを証明する書面を提出しなければならない。

第七条 特許庁長官又は審判長は、外国人の手続について必要があると認めるときは、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

- 一 その国籍を証明する書面
- 二 その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一
 - イ 同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面
 - ロ その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面
 - ハ その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面
- 三 外国法人であるときは、法人であることを証明する書面

(代表者選定届の様式等)

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人に係る届出の場合は様式第四により、それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。

(氏名変更届等の様式等)

第九条 手続をした者(特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。))及び拒絶査定不服審判の請求人を除く。)がその氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第六又は様式第七により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出(特許権の存続期間の延長登録の出願人についてするものに限る。以下この項及び次項において同じ。)は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

3 第一項の届出と登録名義人(特許権者に限る。以下この項において同じ。)の表示の変更の登録の申請は、特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であり、かつ、当該変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

4 特許庁長官又は審判長は、第一項の規定による届出について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

(代理人選任届等の様式)

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは様式第九により、それ以外の者のときは様式第十によりしなければならない。

2 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは様式第十一により、それ以外の者のときは様式第十二によりしなければならない。

3 第一項又は第二項の届出(特許出願人、特許権の存続期間の延長登録の出願人又は特許権者の代理人に係るものに限る。)は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(包括委任状)

第九条の三 手続(特許法第八十六条第一項の規定による証明等の請求及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。))第六条第一項に掲げるものを除く。)をする際の第四条の三の規定による証明については、特例法施行規則第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。)を援用してすることができる。

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは特例法施行規則様式第七により、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第十二の二」と読み替えるものとする。

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。))又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文の規定により提出すべき証明書(特許法第四十三条第二項の規定により提出された場合には、同項に規定する電磁的方法(以下「電磁的方法」という。))により提供された証明書及びその写しを含む。)の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。)について既に特許庁に証明書(特許法第四十三条第二項の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供された証明書及びその写しを含む。)を提出した者は、同法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文の規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の九まで、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の五、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

- 2 発明者、特許出願人若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願人又はこれらの代理人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての補正（願書、特許法第八十四条の五第一項の書面又は特許を受ける権利の承継の届出書についてするものに限る。）は、二以上の補正について、補正をする者が同一であり、かつ、当該補正の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。
- 3 前項の補正（発明者又は代理人についてするものを除く。）と登録名義人（特許権者に限る。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての表示の更正の登録の申請は、特許出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であり、かつ、当該補正の内容が当該更正の内容と同一の場合に限り、一の書面であることができる。
- 4 請求項の数を増加する補正により納付しなければならない手数料は、当該手続補正書を提出する際に納付しなければならない。
- 5 補正による手数料の納付（様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）は、様式第十五によりしなければならない。
（誤訳訂正書の様式）

第十一条の二 特許法第十七条の二第二項の誤訳訂正書は、様式第十五の二により作成しなければならない。

- 2 前条第四項の規定は、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合に準用する。
（要約書の補正の期間）

第十一条の二の二 特許法第十七条の三の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日（同法第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。以下「優先日」という。）から一年四月（特許出願（同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。）の願書に添付した要約書を補正する場合にあつては出願公開の請求があつた後の期間を除き、国内書面提出期間内に申請人から出願審査の請求があつた同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願であつて国際公開がされているものの願書に添付された要約書を補正する場合にあつては出願審査の請求があつた後の期間を除く。）とする。
（優先権主張書面の補正の期間）

第十一条の二の三 特許法第十七条の四の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 特許出願（特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願を除く。）について、同法第十七条の四の規定により同法第四十一条第四項に規定する書面又は同法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下これらの書面を「優先権主張書面」という。）について補正をする場合 優先日（優先権主張書面について補正をすることにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）
- 二 特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願について、同法第十七条の四の規定により優先権主張書面について補正をする場合 優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るものと特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るものと出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

（手続の却下の処分の記載事項）

第十一条の三 特許法第十八条、第十八条の二第一項、第三十八条の二第八項又は第八十四条の五第三項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

- 一 特許出願の番号（審判に係る手続にあつては審判の番号）
- 二 手続をした者及びその代理人の氏名又は名称
- 三 却下される手続
- 四 処分の理由
- 五 処分の年月日

（弁明書の様式）

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第三十三條の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。
（特許法第十九条の経済産業省令で定める信書便の役務）

第十一条の四の二 特許法第十九条の経済産業省令で定める信書便の役務は、信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するものとする。

（手続の受継申立書の様式等）

第十一条の五 手続の受継（特許を受ける権利の相続その他の一般承継による承継人が手続を受継する場合を除く。）の申立ては、特許出願の審査又は拒絶査定不服審判の手続に関してする場合は様式第十六により、それ以外の場合は様式第十七によりしなければならない。

- 2 前項の申立書を提出する場合には、手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面を添付しなければならない。

（名義人変更届の様式等）

第十二条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十八によりしなければならない。

- 2 前項の届出は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。
- 3 第一項の届出と特許権の移転の登録の申請（二以上の特許権に係るときは、これらの登録の目的が同一の場合に限る。）は、特許を受ける権利の被承継人及び承継人が当該申請に係る特許権の登録義務者及び登録権利者と同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(特許番号の表示等)

第十三条 特許庁に対し特許権又は特許出願の後その特許出願に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許番号又は特許出願の番号を表示しなければならない。

2 特許庁に対し特許権の存続期間の延長登録の出願の後その延長登録の出願に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその延長登録出願の番号を表示しなければならない。

3 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異議、審判、再審又は判定請求の番号を表示しなければならない。

4 特許庁に対し拒絶査定不服審判の請求の後その請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその審判の番号及びその請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願の番号を表示しなければならない。

(情報の提供)

第十三条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該特許出願が特許庁に係属しなくなったときは、この限りでない。

一 その特許出願（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。）の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないこと。

二 その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであること。

三 その特許出願が特許法第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていないこと。

四 その特許出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。

3 前項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は法人にあつては代表者の氏名を記載することを省略することができる。

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一 その特許が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。）に対してされたこと。

二 その特許が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が特許法第三十六条第四項第一号又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

四 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで（同法第二百二十条の五第九項又は第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、同法第二百二十条の五第二項ただし書又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。

3 前条第三項の規定は、前項の書面に準用する。

(書類その他の物件の提出書の様式)

第十四条 特許法第九十四条第一項の規定により特許出願に関し書類その他の物件の提出を求められた出願人が書類その他の物件を提出する場合は、様式第二十二によりしなければならない。

2 特許法第三十四条第四項（同法第七十一条第三項、第二百二十条の八第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、拒絶査定不服審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のときは様式第二十三によりしなければならない。

(物件の返還)

第十五条 特許庁に提出したひな形もしくは見本または証拠物件の返還を受けようとする者は、その提出の際にその旨を申し出なければならない。

2 前項のひな形もしくは見本または証拠物件は、特許庁から返還の通知を受けた日から三十日以内にその受取の手續をしなければならない。

(送達)

第十六条 送達すべき書類は、特別の定めがある場合を除き、当該書類の謄本又は副本とする。

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三十八条の二第八項、第三十三条第三項（同法第七十一条第三項、第二百二十条の五第九項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第二百二十条の八第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、同法第三十四条の二第九項及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、同法第三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項、第二百二十条の八第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第八十四条の五第三項の規定による却下の処分、同法第六十四条の二第一項の規定による審決の予告並びに同法第八十四条の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3 特許法第九十条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第六十六条第二項の規定による補充送達がされたときは、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

4 特許法第九十条において読み替えて準用する民事訴訟法第七十条第一項（第二号及び第三号を除く。次項において同じ。）の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があつたものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

5 特許法第九十条において読み替えて準用する民事訴訟法第七十条第一項の規定及び特許法第九十二条第二項の規定により経済産業省令で定める信書便の役務は、信書便物の引受け及び配達記録をするものとする。

(手続の続行の通知)

第十七条 特許庁長官または審判長は、特許法第二十一条の規定により特許権その他特許に関する権利の承継人に対し手続を続行しようとするときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(書類の謄本の認証等)

第十八条 特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が記名押印しなければならない。

2 特許庁において作成すべき特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記載されている事項を記載した書類には、当該書類の交付を請求する者の求めにより、記載事項が特許原簿に記載されている事項と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名押印するものとする。

3 特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本の交付を請求する者が必要な書類を提出したときは、これを用いて謄本又は抄本を作成することができる。

4 特許出願についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三条の三第二項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その主張をする旨及び出願をしようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

(モデル国際様式等)

第十九条 手続は、この省令で定める様式のほか、特許法条約に基づく規則 3 (2) に規定する願書様式及び同規則 20 (1) に規定するモデル国際様式によりすることができる。

第二章 削除

第二十条から第二十二條まで 削除

第三章 特許出願

(願書の様式)

第二十三条 願書(次項から第五項までの願書を除く。)は、様式第二十六により作成しなければならない。

2 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願についての願書は、様式第二十六の二により作成しなければならない。

3 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願についての願書は、様式第二十七により作成しなければならない。

4 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定による特許出願についての願書は、様式第二十八により作成しなければならない。

5 特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願についての願書は、様式第二十八の二により作成しなければならない。

6 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

7 国が委託した技術に関する研究及び開発の成果に係る発明であつて、その発明について特許を受ける権利につき科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十二條(同条第一号に係る部分に限る。)の規定により国がその一部のみを譲り受けたものに係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

(明細書の様式)

第二十四条 願書に添付すべき明細書は、様式第二十九により作成しなければならない。

(発明の詳細な説明の記載)

第二十四条の二 特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。

(特許請求の範囲の記載)

第二十四条の三 特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。

一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。

二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。

三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。

四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

五 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。

(特許請求の範囲の様式)

第二十四条の四 願書に添付すべき特許請求の範囲は、様式第二十九の二により作成しなければならない。

(図面の様式)

第二十五条 願書に添付すべき図面は、様式第三十により作成しなければならない。

(要約書の記載)

第二十五条の二 特許法第三十六条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、出願公開又は同法第六十六条第三項に規定する特許公報への掲載の際に、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要と共に特許公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。

(要約書の様式)

第二十五条の三 要約書は、様式第三十一により作成しなければならない。

(外国語書面出願の言語)

第二十五条の四 特許法第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語は、英語その他の外国語とする。

(外国語書面の様式)

第二十五条の五 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面のうち明細書は様式第三十一の二により、特許請求の範囲は様式第三十一の二の二により、図面は様式第三十一の三により作成しなければならない。

(外国語要約書面の様式)

第二十五条の六 特許法第三十六条の二第一項の外国語要約書面は、様式第三十一の四により作成しなければならない。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項、第四項又は第六項の翻訳文の提出は、様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。

- 2 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文のうち、明細書に係るものは様式第三十一の六により、特許請求の範囲に係るものは様式第三十一の六の二により、図面に係るものは様式第三十一の七により作成しなければならない。
- 3 特許法第三十六条の二第二項の外国語要約書面の翻訳文は、様式第三十一の八により作成しなければならない。
- 4 特許法第三十六条の二第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。
- 5 特許法第三十六条の二第六項の経済産業省令で定める期間は、同条第五項に規定する翻訳文を提出することができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。
- 6 特許法第三十六条の二第六項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。
- 7 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。
- 8 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第三十六条の二第六項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第六項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。
- 9 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 10 第六項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(発明の単一性)

第二十五条の八 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

(信託)

第二十六条 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、願書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
 - 三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
 - 四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
 - 五 信託法（平成十八年法律第八号）第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨
 - 六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨
 - 七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨
 - 八 信託の目的
 - 九 信託財産の管理の方法
 - 十 信託の終了の理由
 - 十一 その他の信託の条項
- 2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。
- 3 第一項及び第二項の規定は、信託の受託者が特許法第三十四条第四項の規定による届出をする場合に準用する。
- 4 信託の受託者が第一項各号に掲げる事項の変更を届け出るときは、様式第三十二によりしなければならない。
- 5 信託法第二条第十項、第十一項又は第三条第三号の規定による特許を受ける権利についての変更の届出をする場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。
- 6 前二項の場合（第一項第一号、第三号及び第四号に係る変更の場合を除く。）には、その変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

(持分の記載等)

第二十七条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出をする場合において、届出人の権利について持分の定めがあるとき、同法第七十三条第二項の定めがあるとき、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項ただし書の契約があるときは、届出書にその旨を記載することができる。この場合においては、その旨の記載を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 二人以上が共同して特許出願をする場合において、特許出願人の権利について持分の定めがあるとき、特許法第七十三条第二項の定めがあるとき、又は民法第二百五十六条第一項ただし書の契約があるときは、願書にその旨を記載することができる。この場合において、特許庁長官は記載された事項について必要があると認めるときは、その事実について証明する書面の提出を求めることができる。
- 3 特許法第九十五条第五項の規定により手数料を納付するときは、前二項の規定にかかわらず、願書、明細書等提出書、同法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面、同法第五条第三項の期間の延長に係る期間延長請求書、誤訳訂正書、審判請求書又は訂正請求書に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 4 特許法第九十五条第六項の規定により出願審査の請求の手数料を納付するときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第九十五条の二若しくは第九十五条の二の二の規定又は他の法令の規定による軽減又は免除（以下「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ出願審査請求書（第十一条第四項（第十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の補正に係る手続補正書を提出する場合にあつては、当該手続補正書。第三十一条の二第二項及び第七十三条において同じ。）に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(微生物の寄託)

第二十七条の二 微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き、その微生物の寄託について特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下この条において「条約」という。）第二条（v i i i）の国際寄託当局の交付する条約に基づく規則第七規則の受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定（以下この条において「機関指定」という。）する機関若しくは条約の締約国に該当しない国（日本国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して日本国と同一の条件による手続を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。）が行う機関指定に相当する指定その他の証明を受けた機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない。

2 特許出願の後に前項の微生物の寄託について新たな受託番号が付されたときは、特許出願人又は特許権者は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

3 前項の届出は、様式第三十三によりしなければならない。

(微生物の試料の分譲)

第二十七条の三 前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。

一 その微生物に係る発明についての特許権の設定の登録があつたとき。

二 特許法第六十五条第一項の規定によりその微生物に係る発明の内容を記載した書面を提示され警告を受けたとき。

三 特許法第五十条（同法第五十九条第二項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。））及び同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の意見書を作成するために必要なとき。

2 前項の規定により微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させてはならない。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

第二十七条の三の二 特許法第三十条第三項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十四によりしなければならない。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する優先権証明書類等（以下「優先権証明書類等」という。）の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により優先権証明書類等に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D（1）の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D（1）の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。）を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により優先権証明書類等に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

3 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号及び出願の区分、優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに当該事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称とする。

4 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の優先権の主張をしようとするときは、同法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面に広域特許を付与する権限を有する機関の名称を記載しなければならない。

5 特許法第四十三条第七項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、同法第四十三条第六項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知の日から二月とする。

6 特許法第四十三条第八項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 優先権証明書類等を、当該優先権証明書類等を発行すべき政府による当該優先権証明書類等の発行に関する事務の遅延により提出することができなかった場合 当該優先権証明書類等を入手した日から一月（在外者にあつては、二月）とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 優先権証明書類等又は特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。））及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出することができなかった理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十三条第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第三項に規定する同条第二項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出を省略することができる。

2 優先権主張書面は、様式第三十六の二により作成しなければならない。

3 特許出願について特許法第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して優先権主張書面の提出を省略することができる。

- 4 特許法第四十三条第三項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十三条第一項、同法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面（以下「出願番号記載書面」という。）を優先権証明書書類等と共に提出しようとする者は、前条第一項の提出に係る書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該出願番号記載書面の提出を省略することができる。特許出願又は優先権主張書面の提出の際に、出願番号記載書面を優先権証明書書類等と共に提出しようとする者が、願書又は優先権主張書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載したときも、同様とする。
- 5 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面を提出しようとする者は、その特許出願の願書に当該事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。その者が、優先権主張書面に当該事項を記載したときも同様とする。

第二十七条の四の二 特許法第四十一条第一項第一号の経済産業省令で定める期間は、特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められない場合における同項の規定により優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月とする。

- 2 特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、パリ条約第四条C（1）に規定する優先期間の経過後二月とする。
- 3 特許法第四十一条第四項及び第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 特許出願（特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願を除く。）について、同法第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をする場合（第三号に規定する場合を除く。）優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

二 特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願について、同法第四十一条第一項又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をする場合（第三号に規定する場合を除く。）優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るものと特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るものと出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

三 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張（同項第一号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）をする場合 当該特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められない場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月

四 特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をする場合 当該優先権の主張に係るパリ条約第四条C（1）に規定する優先期間の経過後二月

- 4 特許出願（国際特許出願又は特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。）について特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張（同項第一号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。以下この条において同じ。）をした者は、前項第三号に規定する期間内に、様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。

- 5 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

- 6 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第四項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

- 7 前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 8 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

- 9 第四項から前項までの規定は、特許出願（国際特許出願又は特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。）について特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした場合に準用する。この場合において、第四項中「第三号」とあるのは「第四号」と、第六項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と読み替えるものとする。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等）

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列（以下この条及び第三十八条の十三の二において「配列」という。）を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表（以下この条及び第三十八条の十三の二において「所定の配列表」という。）を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）（以下この条及び第三十八条の十三の二において「所定の磁気ディスク」という。）を、願書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 2 所定の配列表がフリーテキストを含むときは、当該フリーテキストを、英語により、記載するものとする。ただし、当該フリーテキストと同一の内容を、英語以外の外国語又は日本語により、併せて記載することができる。

- 3 所定の配列表について特許法第十七条の二第一項の規定による補正をする場合は、補正後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを手続補正書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 4 所定の配列表について特許法第十七条の二第二項の規定による補正をする場合は、補正後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを誤訳訂正書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 5 所定の配列表について特許法第三十八条の二第三項又は第九項の規定による補完をする場合は、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第三十七により作成した手続補完書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。
- 6 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をする場合は、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第三十七の二により作成した明細書等提出書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。
- 7 所定の配列表について特許法第三十八条の四第二項又は第九項の規定による補完をする場合は、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第三十七の三により作成した明細書等補完書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。
- 8 願書、様式第三十七により作成した手続補完書、様式第三十七の二により作成した明細書等提出書又は様式第三十七の三により作成した明細書等補完書に添付して提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、願書に最初に添付した明細書に記載した事項とみなす。
- 9 特許出願人は、配列を含む特許出願をしたにもかかわらず、所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従って作成されたものに限る。）を提出していない場合には、当該磁気ディスクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して特許庁長官に提出することができる。
- 10 特許出願人は、所定の磁気ディスクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して特許庁長官に提出する場合には、当該磁気ディスクに記録した所定の配列表が願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていない旨の陳述書を併せて提出しなければならない。この場合において、所定の磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。
- 11 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願については、所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従って作成されたものに限る。）が願書、手続補完書又は明細書等補完書に添付して提出されている場合を除き、特許法第三十六条の二第二項、第四項又は第六項の規定により翻訳文を提出する際に、所定の磁気ディスクを様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。
- 12 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願について、所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従って作成されたものに限る。）が願書、手続補完書又は明細書等補完書に添付して提出されている場合についての第八項の規定の適用については、同項中「願書に最初に添付した明細書に記載した事項」とあるのは、「特許法第三十六条の二第一項の外国語書面に記載した事項であり、かつ、特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文に記載した事項」とする。
- 13 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願について、所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従って作成されたものを除く。）が願書、手続補完書又は明細書等補完書に添付して提出されている場合についての第八項の規定の適用については、同項中「願書に最初に添付した明細書に記載した事項」とあるのは、「特許法第三十六条の二第一項の外国語書面に記載した事項」とする。
- 14 第十一項の規定により翻訳文提出書に添付して提出した所定の磁気ディスクに記録した配列表は、特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文に記載した事項とみなす。
- 15 特許出願人は、所定の配列表を第二十四条、第二十五条の五又は第二十五条の七第二項の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続（同法第六条第一項に規定する場合を含む。次項及び第十九項において同じ。）とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。
- 16 第九項の規定により所定の磁気ディスクを提出しようとする特許出願人は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。
- 17 配列表を含む明細書の訂正をする者又は当該訂正した明細書について特許法第十七条の五の規定による補正をする者は、所定の磁気ディスクを、訂正請求書、訂正審判請求書又は同条の規定による補正に係る手続補正書に添付して特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。
- 18 前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書に記載した事項とみなす。
- 19 訂正の請求をする者又は訂正審判の請求人は、所定の配列表を第二十四条（第四十五条の五（第五十条の十六において準用する場合を含む。））及び第五十条の十五第二項（第五十条の十六において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官又は審判長に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

（実用新案登録に基づく特許出願）

第二十七条の六 実用新案権者は、特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第二条の三の規定によりその実用新案権の放棄による登録の抹消を申請しなければならない。

（手続補完書の提出期間）

第二十七条の七 特許法第三十八条の二第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項の規定による通知の日から二月とする。

（手続補完書の様式）

第二十七条の八 特許法第三十八条の二第四項の手続補完書は、様式第三十七により作成しなければならない。

（手続の補完が認められない場合）

第二十七条の九 特許法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定める場合は、同条第二項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続を特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月を経過した後に執つた場合とする。

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手続等）

第二十七条の十 特許法第三十八条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 先の特許出願をした国又は国際機関の名称
 - 二 先の特許出願の出願日
 - 三 先の特許出願の出願番号
- 2 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び前項に掲げる事項を記載して同条第二項に規定する書面の提出を省略することができる。
- 3 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日から四月とする。
- 4 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（電磁的方法により提供されたものを含む。）又はその写し（以下この条におい

て「先の特許出願の認証謄本等」という。)及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文とする。

- 5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証謄本等若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。）又は先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略することができる。
- 6 特許法第三十八条の三第三項の規定により明細書及び必要な図面を提出する場合は、様式第三十七の二によりしなければならない。
- 7 特許法第三十八条の三第三項の規定により先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第二十二によりなければならない。
(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の手続等)

第二十七条の十一 特許法第三十八条の四第二項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定による通知の日から二月とする。

- 2 特許法第三十八条の四第三項の明細書等補完書は、様式第三十七の三により作成しなければならない。
- 3 特許庁長官は、特許法第三十八条の四第四項本文の規定によりその特許出願が明細書等補完書を提出した時にしたものみなされるときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知があつたときは、特許出願人は、同項の規定による通知の日から一月以内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。
- 5 前項の意見書は、様式第三十七の四により作成しなければならない。
- 6 特許法第三十八条の四第四項ただし書の経済産業省令で定める範囲内にあるときは、同項ただし書に規定する優先権の主張の基礎とした出願（以下この条において「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されているときとする。
- 7 特許法第三十八条の四第四項ただし書の適用を受ける特許出願の出願人は、同条第一項の通知があつたときは、第一項に規定する期間内（同条第九項の規定によりその通知を受けた場合に執るべき手続を執つた場合にあっては、当該特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月以内）に、優先権主張基礎出願の写し（優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあっては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文）を提出しなければならない。
- 8 前項の規定により優先権主張基礎出願の写し又はその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第二十三によりしなければならない。

9 第七項の規定により優先権主張基礎出願の写しを提出すべき者は、当該優先権主張基礎出願の写し若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願若しくは実用新案登録出願である場合にあっては、第七項の規定にかかわらず、当該優先権主張基礎出願の写しの提出を省略することができる。

- 10 特許法第三十八条の四第七項の経済産業省令で定める期間は、第三項の規定による通知の日から一月とする。
- 11 特許法第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げは、様式第三十七の五によりしなければならない。
- 12 特許法第三十八条の四第九項において準用する同法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定める場合は、同法第三十八条の四第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続の特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月を経過した後に執つた場合とする。

(特許出願の番号の通知)

第二十八条 特許庁長官は、願書を受理したときは、これに特許出願の番号を附し、その番号を特許出願人に通知しなければならない。

(特許出願の放棄)

第二十八条の二 特許出願の放棄は、様式第三十八によりしなければならない。

(特許出願の取下げ)

第二十八条の三 特許出願の取下げは、様式第四十によりしなければならない。

(特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第二十八条の四 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張の取下げは、様式第四十二によりしなければならない。

- 2 特許法第四十二条第一項から第三項までの経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

(協議が成立した旨の特許公報への掲載)

第二十九条 特許法第三十九条第六項の規定により協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じられた場合において、当該出願人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許出願についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- 一 協議が成立した旨
- 二 協議により定めた一の特許出願人以外の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 前号の出願人の出願に係る発明又は考案の発明者又は考案者の氏名及び住所又は居所

(特許出願の分割をする場合の補正)

第三十条 特許法第四十四条第一項第一号の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。

(提出書面の省略)

第三十一条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をしようとする場合において、先の出願について提出した証明書であつて同法第三十条第三項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

- 2 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三、第五条から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。
- 3 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

- 4 特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その実用新案登録について提出した証明書であつて第四条の三、第五条から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものの変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。
- 5 特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その実用新案登録の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

第四章 特許出願の審査

(出願審査請求書の様式等)

第三十一条の二 出願審査請求書は、様式第四十四により作成しなければならない。

- 2 特許法第九十五条の二又は第九十五条の二の二の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。
- 3 特例法第三十九条の三の規定による同法第三十九条の二の調査報告の提示は、出願審査請求書に特例法施行規則第六十条の二第一号の調査報告番号を記載して行わなければならない。
- 4 特許法第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の経済産業省令で定める期間は、同条第一項（同条第七項において準用する場合にあつては、同条第二項）の規定による出願審査の請求をすることができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第一項に規定する期間（同条第七項において準用する場合にあつては、同条第二項に規定する期間。以下この項において同じ。）の経過後一年を超えるときは、同条第一項に規定する期間の経過後一年とする。
- 5 特許法第四十八条の三第五項の規定により出願審査の請求をする場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。
- 6 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。
- 7 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第四十八条の三第五項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第五項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。
- 8 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 9 第五項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(優先審査に関する事情説明書の提出)

第三十一条の三 特許出願人は、特許法第四十八条の六に規定する優先審査に関し、特許出願に係る発明の実施の状況等を記載し、根拠となる書類又は物件を添付した事情説明書を特許庁長官に提出することができる。出願公開がされた他人の特許出願に係る発明を業として実施している者も、同様とする。

- 2 前項に規定する事情説明書は、様式第四十六により作成しなければならない。

(意見書の様式等)

第三十二条 特許法第四十八条の七及び第五十条の意見書は、様式第四十八により作成しなければならない。

- 2 前項の意見書には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。
- 3 第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

(補正の却下の決定の記載事項)

第三十三条 特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定には、次に掲げる事項を記載し、決定をした審査官が記名押印しなければならない。

- 一 特許出願の番号
- 二 発明の名称
- 三 特許出願人及び代理人の氏名又は名称
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

第三十四条 削除

(査定の記載事項)

第三十五条 査定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 特許出願の番号
- 二 発明の名称
- 三 請求項の数
- 四 特許出願人及び代理人の氏名又は名称
- 五 査定の結論及び理由
- 六 査定の年月日

(特許を受ける権利を有する者への通知)

第三十六条 特許庁長官は、特許出願人が特許を受ける権利を有していないことを理由として特許出願について拒絶をすべき旨の査定があつた場合において、特に必要と認めるときは、その旨を特許を受ける権利を有する者に通知しなければならない。

(決定の謄本の送付)

第三十七条 特許庁長官は、審査に関し決定があつたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、その謄本を特許出願人に送付しなければならない。

第四章の二 出願公開

(出願公開請求書の様式)

第三十八条 出願公開請求書は、様式第五十により作成しなければならない。

第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項又は第百八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十一又は様式第五十一の二、様式第五十一の二の二、様式第五十一の三及び様式第五十一の四により作成しなければならない。

2 特許法第百八十四条の四第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項に規定する明細書等翻訳文を提出することができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間（同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後一年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後一年とする。

3 特許法第百八十四条の四第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

4 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

5 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第百八十四条の四第四項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第三項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

6 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

8 特許法第百八十四条の四第六項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしなければならない。

(国際出願日の特例)

第三十八条の二の二 特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づく規則（以下「規則」という。）20.3(b)(i)、20.5(d)又は20.5の2(d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則82の3.1(b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3(b)(i)、20.5(b)若しくは20.5の2(b)の規定により認定され、又は規則20.5(c)若しくは20.5の2(c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。

2 特許庁長官は、国際出願日の認定又は訂正に際し必要があると認めるときは、出願人に対し、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書面の提出を求めることができる。

一 規則20.3(b)(i)の規定による国際出願日の認定である場合 規則51の2.1(e)に規定する優先権書類の日本語による翻訳文

二 規則20.5(b)の規定による国際出願日の認定又は規則20.5(c)の規定による国際出願日の訂正である場合 規則51の2.1(e)に規定する優先権書類の日本語による翻訳文及び規則51の2.1(e)(ii)に規定する明細書、請求の範囲又は図面の部分が記載されている箇所を説明を記載した書面

三 規則20.5の2(b)の規定による国際出願日の認定又は規則20.5の2(c)の規定による国際出願日の訂正である場合 規則51の2.1(e)に規定する優先権書類の日本語による翻訳文、規則51の2.1(a)(viii)に規定する誤つて提出された明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部の翻訳文及び規則51の2.1(e)(ii)に規定する明細書、請求の範囲又は図面の部分が記載されている箇所を説明を記載した書面

3 第一項の規定による通知があつたときは、国際特許出願の出願人は、特許庁長官が当該通知に際して指定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

4 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。

5 国際特許出願の出願人は、第三項に規定する期間内に限り、規則20.5(c)の規定によりその国際特許出願に含まれることとなつた欠落している明細書若しくは請求の範囲の一部又は図面の全部若しくは一部（以下この条において「欠落部分」という。）又は規則20.5の2(c)の規定によりその国際特許出願に含まれることとなつた適当な明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部（以下この条において「適当な明細書等」という。）について、当該国際特許出願に含まれないものとする旨の請求をすることができる。

6 前項の請求は、様式第五十二の三により作成しなければならない。

7 特許庁長官は、第五項の請求があつたときは、当該請求に係る欠落部分又は適当な明細書等は、国際特許出願に含まれないものとみなし、第一項の規定による通知にかかわらず、その国際特許出願の国際出願日を特許協力条約第二条(xv)の受理官庁が認定した国際出願日としなければならない。

(明らかな誤りの訂正)

第三十八条の二の三 特許庁長官は、規則91.3(f)の規定により規則91.1に基づく訂正を認めない場合は、出願人に対し、相当な期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。

(書面の記載事項)

第三十八条の三 特許法第百八十四条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 国際出願番号

二 代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

(書面の様式)

第三十八条の四 特許法第百八十四条の五第一項の書面は、様式第五十三により作成しなければならない。

(書面の提出手続に係る方式)

第三十八条の五 特許法第百八十四条の五第二項第三号の経済産業省令で定める方式は、次のとおりとする。

一 特許法第百八十四条の五第一項各号に掲げる事項が記載されていること。

二 前条に規定する様式により作成されていること。

(補正の提出の様式)

第三十八条の六 特許法第百八十四条の七第一項又は第百八十四条の八第一項の規定による補正書の写し又は補正書の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十四によりしなければならない。

(特許管理人の届出をする場合の手続等)

第三十八条の六の二 特許法第八十四条の十一第二項の経済産業省令で定める期間は、三月とする。

2 特許法第八十四条の十一第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。

3 特許法第八十四条の十一第六項の経済産業省令で定める期間は、同条第四項の規定による特許管理人の選任の届出をすることができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。

4 特許法第八十四条の十一第六項の規定により特許管理人の選任の届出をする場合には、前項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

6 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第八十四条の十一第六項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第四項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

7 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間)

第三十八条の六の三 特許法第八十四条の十四の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、国際特許出願について同法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の様式)

第三十八条の六の四 特許法第八十四条の十四に規定する発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面は、様式第五十四の二により作成しなければならない。

(特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第三十八条の六の五 特許法第八十四条の十五第四項において読み替えて適用する同法第四十二条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

(申出の期間)

第三十八条の七 特許法第八十四条の二十第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する拒否、宣言又は認定が出願人に通知された日から二月とする。

(申出書の様式)

第三十八条の八 特許法第八十四条の二十第一項の申出は、様式第五十五によりしなければならない。

(申出に係る翻訳文)

第三十八条の九 特許法第八十四条の二十第二項の経済産業省令で定める国際出願に関する書類は、明細書、請求の範囲、図面（図面中の説明に限る。）、要約その他当該国際出願に関し出願人が特許協力条約第二条（x v）の受理官庁又は同条（x i x）の国際事務局に提出した書類（願書及び図面（図面中の説明を除く。）を除く。）及びそれらの機関が当該国際出願に関して行つた処分に係る書類とする。

(拒否、宣言又は認定に係る決定の記載事項)

第三十八条の十 特許法第八十四条の二十第三項の決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 国際出願の表示
- 二 発明の名称
- 三 申出人及び代理人の氏名又は名称
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

(特許番号の表示等の特例)

第三十八条の十一 国際特許出願に係る書類その他の物件の提出については、第十三条第一項中「特許出願の後」とあるのは、特許法第八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては「特許法第八十四条の五第一項の規定による手続をした後」と、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては「特許法第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をした後」とする。

(情報の提供等の特例)

第三十八条の十二 国際特許出願については、第三十一条の三中「出願公開」とあるのは、特許法第八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては「特許法第八十四条の九第一項の国際公開」と、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては「特許法第八十四条の九第一項の国内公表」とする。

2 特許法第八十四条の四第一項の外国語特許出願については、第十三条の二第一項第四号及び第十三条の三第一項第四号中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは「同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

3 特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものについては、第十三条の二第一項第四号及び第十三条の三第一項第四号中「特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは「特許法第八十四条の二十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例)

第三十八条の十三 国際特許出願についての第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十七条の二第一項又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、「特許法第八十四条の五第一項の書面」とする。

2 特許法第八十四条の二十第一項の申出についての第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十七条の二第一項又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、「特許法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とする。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第三十八条の十三の二 特許法第八十四条の六第二項の日本語特許出願のうち配列を含むものについて、同法第八十四条の五第一項に規定する書面(以下この条において「国内書面」という。)を提出する者は、当該出願に特許協力条約に基づく実施細則に規定する基準を満たす配列表(以下この条において「国際的な標準に適合する配列表」という。)が添付されていない場合又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディスクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して、国内書面とともに特許庁長官に提出しなければならない。

2 特許法第八十四条の四第一項の外国語特許出願のうち配列を含むものについて、同項に規定する翻訳文を提出する者は、当該出願に国際的な標準に適合する配列表が添付されていない場合又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディスクを国内書面に添付して、又は同項若しくは同条第四項の規定により提出する翻訳文とともに特許庁長官に提出しなければならない。

3 特許法第八十四条の二十第一項の申出をする日本語でされた国際出願の出願人は、当該国際出願が配列を含む場合であつて、かつ、国際的な標準に適合する配列表が添付されていない場合又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディスクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して同項の申出に係る書面とともに特許庁長官に提出しなければならない。

4 特許法第八十四条の二十第二項の申出をする外国語でされた国際出願の出願人は、当該国際出願が配列を含む場合であつて、かつ、国際的な標準に適合する配列表が添付されていない場合又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディスクを様式第五十五により作成した申出書に添付して同項の規定により提出する翻訳文とともに特許庁長官に提出しなければならない。

5 国際特許出願の出願人が、特許法第八十四条の八第一項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文を特許庁長官に提出し、当該国際特許出願に添付した配列表を補正する場合には、補正後の配列表を記録した所定の磁気ディスクの特許協力条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正の写し提出書又は特許協力条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正の翻訳文提出書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

6 前項の規定により所定の磁気ディスクが提出されたときは、当該磁気ディスクに記録した補正後の配列表により、国際特許出願に添付した配列表について特許法第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。

7 前項の規定により、特許法第八十四条の四第一項の外国語特許出願に添付した配列表について同法第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正は同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。

8 特許法第八十四条の六第二項の日本語特許出願について、当該出願に添付された国際出願日における国際的な標準に適合する配列表は、願書に最初に添付した明細書に記載した事項とみなす。

9 特許法第八十四条の四第一項の外国語特許出願について、国際的な標準に適合する配列表(第二十七条の五第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)が国際出願日における明細書に含まれている場合には、当該配列表は、同項又は同条第四項の規定により提出される明細書の翻訳文に記載した事項とみなす。

10 特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて日本語でされたものについては、同項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際的な標準に適合する配列表は、願書に最初に添付した明細書に記載した事項とみなす。

11 特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものについては、同項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際的な標準に適合する配列表(第二十七条の五第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)は、特許法第八十四条の二十第二項の規定により提出される明細書の翻訳文に記載した事項とみなす。

12 第二項の規定により国内書面に添付して又は特許法第八十四条の四第一項又は第四項の規定により提出される翻訳文とともに提出した所定の磁気ディスクに記録した配列表は、同条第一項又は第四項の規定により提出される明細書の翻訳文に記載した事項とみなす。

13 第四項の規定により様式第五十五により作成した申出書に添付して提出した所定の磁気ディスクに記録した配列表は、特許法第八十四条の二十第二項の規定により提出される明細書の翻訳文に記載した事項とみなす。

14 国際特許出願の出願人は、所定の配列表を第二十四条又は第三十八条の二第一項の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続(同法第六条第一項に規定する場合を含む。次項において同じ。)とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

15 第一項又は第三項の規定により所定の磁気ディスクを提出しようとする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

(国際特許出願等についての優先権書類の提出等)

第三十八条の十四 特許協力条約第八条(1)の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第一項の申出をする者は、規則17.1(a)に規定する優先権書類として優先権証明書等を、国内書面提出期間が満了する時の属する日後(同条第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)二月以内に特許庁長官に提出することができる。ただし、その国際特許出願の出願人又はその申出をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に当該優先権証明書等を提出することができないときは、その理由がなくなった日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に当該優先権証明書等を特許庁長官に提出することができる。

2 前項の規定による優先権証明書等の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

3 国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。以下この条において同じ。)をした者(規則49の3.2(a)の規定に基づく優先権の回復を請求する者に限る。)は、国内書面提出期間(特許法第八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)が満了する時の属する日後一月以内に様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から一月以内に当該回復理由書を提出しなければならない。

4 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

5 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において「申出書」という。)を第三項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

- 6 前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、国際特許出願又は特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について同法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした者（規則49の3.2(a)の規定に基づく優先権の回復を請求する者に限る。）について準用する。
(受理官庁による優先権の回復の効果等)

第三十八条の十四の二 特許庁長官は、規則49の3.1(c)及び(d)の規定により規則26の2.3の規定に基づく受理官庁による優先権の回復の決定がその効力を有しないものとするときは、当該優先権の主張を伴う国際特許出願の出願人に対しその旨及びその理由を通知しなければならない。

- 2 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定した期間内に限り、意見書を提出することができる。
- 3 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。
- 4 国際特許出願については、規則49の3.1(f)の規定は、適用しない。

第四章の四 特許権の存続期間の延長登録

(特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書の様式)

第三十八条の十四の三 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書は、様式第五十五の二により作成しなければならない。
(期間の算定の根拠を記載した書面)

第三十八条の十四の四 特許法第六十七条の二第二項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特許出願の年月日
 - 二 出願審査の請求があつた年月日
 - 三 基準日
 - 四 特許権の設定の登録の年月日
 - 五 基準日から特許権の設定の登録の日までの期間
 - 六 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間に該当する期間の内容並びにこれらの期間の初日及び末日
 - 七 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間）
 - 八 延長可能期間
- 2 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、当該出願の願書に必要な事項を記載して同法第六十七条の二第二項の書面の添付を省略することができる。

(特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定の記載事項)

第三十八条の十四の五 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 特許法第六十七条第二項の延長登録出願の番号
- 二 特許番号
- 三 延長の期間
- 四 特許法第六十七条第二項の延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称
- 五 査定の結論及び理由
- 六 査定の年月日

(特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての願書の様式)

第三十八条の十五 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての願書は、様式第五十六により作成しなければならない。

(延長の理由を記載した資料)

第三十八条の十六 特許法第六十七条の五第二項の資料は、次のとおりとする。

- 一 その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第六十七条第四項の政令で定める処分を受けることが必要であつたことを証明するため必要な資料
- 二 前号の処分を受けることが必要であつたためにその延長登録の出願に係る特許発明の実施をすることができなかつた期間を示す資料
- 三 第一号の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しくは通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料

(書面の様式)

第三十八条の十六の二 特許法第六十七条の六第一項の書面は、様式第五十六の二により作成しなければならない。

(特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての査定の記載事項)

第三十八条の十七 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての査定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 特許法第六十七条第四項の延長登録出願の番号
- 二 特許番号
- 三 延長の期間
- 四 特許法第六十七条第四項の政令で定める処分の内容
- 五 特許法第六十七条第四項の延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称
- 六 査定の結論及び理由
- 七 査定の年月日

(特許出願及びその審査の規定の準用)

第三十八条の十八 第二十八条の規定は特許権の存続期間の延長登録の出願に、第三十二条及び第三十七条の規定は特許権の存続期間の延長登録の出願の審査に準用する。

第五章 判定

(判定請求書の様式)

第三十九条 特許発明の技術的範囲について判定を求める者は、様式第五十七により作成した判定請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

第六章 特許権の移転の特例

(特許権の移転の特例)

第四十条の二 特許法第七十四条第一項の規定による特許権の移転の請求は、自己が有すると認める特許を受ける権利の持分に応じてするものとする。

第七章 裁定

第四十一条 削除

(裁定請求書)

第四十二条 裁定を請求する者(特許法第九十二条第四項の裁定を請求する者を除く。)は、様式第五十八により作成した裁定請求書を経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

2 特許法第九十二条第四項の裁定を請求する者は、様式第五十九により作成した裁定請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

(裁定取消請求書)

第四十三条 裁定の取消しを請求する者は、様式第六十により作成した裁定取消請求書を経済産業大臣または特許庁長官に提出しなければならない。

(裁定事件答弁書の様式)

第四十四条 特許法第八十四条(同法第九十条第二項(同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。)、第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。)の答弁書は、様式第六十一により作成しなければならない。

(営業秘密に関する申出)

第四十四条の二 裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十の二によりしなければならない。

2 当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの又は法第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者は、自らが提出する書類について前項の申出をするときは、当該書類の提出の際にこれをしなければならない。

3 第一項の申出をするときは、当該申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものをも作成し、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項の申出に係る営業秘密が記載された箇所が当該申出に係る書類の全部であるときは、この限りでない。

4 前項本文の規定により書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものが提出された場合には、当該書類の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

(経由)

第四十五条 前四条の規定により経済産業大臣に請求書、答弁書又は営業秘密に関する申出書を提出する場合は、特許庁長官を経由してしなければならない。

第八章 特許異議の申立て

(特許異議申立書の様式)

第四十五条の二 特許法第一百五十五条第一項の特許異議申立書は、様式第六十一の二により作成しなければならない。

(意見書等の様式)

第四十五条の三 特許法第二百十条の五第一項又は第六項の意見書は、様式第六十一の三により作成しなければならない。

2 特許法第二百十条の五第二項の訂正の請求書は、様式第六十一の四により作成しなければならない。

3 特許法第二百十条の五第五項の意見書は、様式第六十一の五により作成しなければならない。

(一群の請求項)

第四十五条の四 特許法第二百十条の五第四項の経済産業省令で定める関係は、一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係をいう。

(審査の規定の準用)

第四十五条の五 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、特許法第二百十条の五第二項の訂正の請求に準用する。

(審判の規定の準用)

第四十五条の六 第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

第九章 審判及び再審

第一節 総則

(審判の請求書の様式)

第四十六条 拒絶査定不服審判の請求書は様式第六十一の六により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなければならない。

2 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、審判請求書には、証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

(請求の趣旨及びその理由の記載)

第四十六条の二 特許法第三百三十一条第三項(同法第二百十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定めるところによる請求の趣旨の記載は、同法第二百二十六条第三項(同法第二百十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合は、同法第二百十条の五第三項及び第四項又は同法第三十四条の二第九項において準用する場合は、同条第二項及び第三項)及び同法第二百二十六条第四項(同法第二百十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定に適合するように記載したものでなければならない。

2 特許法第三百三十一条第三項の経済産業省令で定めるところによる請求の理由の記載は、請求項ごとに請求をする場合にあっては、訂正した特許請求の範囲に記載された請求項ごと(一群の請求項ごとに請求をする場合にあっては、当該請求項を含む一群の請求項ごと)に明細書又は図面の訂正との関係を記載したものでなければならない。

(答弁書等の様式)

第四十七条 特許法第三十四条第一項又は第二項の答弁書は、様式第六十三により作成しなければならない。

2 特許法第三十四条の二第一項の訂正の請求書は、様式第六十三の二により作成しなければならない。

3 特許法第三十四条の二第五項、第五十条第五項又は第五十三条第二項の規定による意見の申立てを書面とする場合には、様式第六十三の三によりしなければならない。

4 特許法第六十五条の意見書は、様式第六十三の三により作成しなければならない。

(その他の答弁書の提出等)

第四十七条の二 審判長は、必要があると認めるときは、被請求人に対し、相当の期間を示して、答弁書の提出を求めることができる。

2 前項の答弁書は、様式第六十三により作成しなければならない。

(弁駁書の提出等)

第四十七条の三 審判長は、必要があると認めるときは、請求人に対し、相当の期間を示して、弁駁書の提出を求めることができる。

2 前項の弁駁書は、様式第六十三の四により作成しなければならない。

(被請求人の同意の確認)

第四十七条の四 審判長は、特許法第三百三十一条の二第二項第二号の同意を確認するときは、同項の補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を示して、同意回答書の提出を求めなければならない。ただし、口頭審理において同意の確認をする場合は、被請求人に対し口頭による回答を求めることができる。

2 前項の同意回答書は、様式第六十三の五により作成しなければならない。

(請求の理由の補正の許否の決定の方式等)

第四十七条の五 特許法第三百三十一条の二第二項の決定(以下「補正許否の決定」という。)は、文書をもって行わなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる。

2 補正許否の決定を文書をもってした審判長は、当該決定書に記名押印しなければならない。ただし、補正許否の決定を口頭をもってしたときは、この限りでない。

3 特許庁長官は、補正許否の決定があつたときは、その決定の謄本を当事者及び参加人に送付しなければならない。ただし、補正許否の決定を口頭をもってしたときは、この限りでない。

(取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

第四十七条の六 特許法第三十四条の三に規定する申立ては、様式第六十三の六によりしなければならない。

(審判の番号の通知等)

第四十八条 特許庁長官は、審判の請求書を受理したときは、これに審判の番号を付し、その番号を当事者に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、審判事件について審判官又は審判書記官を指定し、又は変更したときは、その氏名を当事者に通知しなければならない。

(除斥又は忌避の申立書)

第四十八条の二 書面により除斥又は忌避の申立てをする者は、様式第六十四により作成した除斥申立書又は忌避申立書を提出しなければならない。

(審理の方式の申立書)

第四十八条の三 特許法第四十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書に規定する申立てをする者(次に規定する者を除く。)は、様式第六十四の二により作成した審理の方式の申立書を提出しなければならない。

2 拒絶査定不服審判について特許法第四十五条第二項ただし書に規定する申立てをする者は、様式第六十四の三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない。

(参加申請書の様式)

第四十九条 特許法第四十九条第一項の参加申請書は、様式第六十五により作成しなければならない。

(証拠)

第五十条 審判の請求書、答弁書その他審判に関し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。

2 前項の証拠物件が文書であるときはその写しを、その他のものであるときはその図面又はひな形若しくは見本を特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者がいるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。

3 第一項の証拠物件が文書であるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書の特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者がいるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

4 第二項のひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができないときは説明書を添付しなければならない。

5 第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

6 第二項の写し若しくは図面、第三項の証拠説明書(同項ただし書の規定により提出するものを除く。)又は第四項の図面若しくは説明書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第五十条の十一において同じ。)で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。)をもって提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

(審判請求の取下げ)

第五十条の二 審判の請求の取下げは、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の四により、それ以外の場合は様式第六十五の五によりしなければならない。

(訂正の請求の取下げ)

第五十条の二の二 特許法第三百三十四条の二第七項の訂正の請求の取下げは、様式第六十五の五の二によりしなければならない。

(審理の再開の申立て)

第五十条の三 審理の再開の申立ては、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の六により、それ以外の場合は様式第六十五の七によりしなければならない。

(審判における副本の提出)

第五十条の四 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判において、書面を提出するときは、その副本を一通提出しなければならない。

(審判請求の取下げの通知)

第五十条の五 審判の請求の取下げがあつたときは、特許庁長官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

(訂正の請求の取下げの通知)

第五十条の五の二 特許法第三百三十四条の二第七項の訂正の請求の取下げがあつたときは、審判長は、その旨を相手方に通知しなければならない。

(参加の許否の決定の記載事項)

第五十条の六 参加の許否の決定には、次に掲げる事項を記載し、決定をした審判官がこれに記名押印しなければならない。

- 一 審判の番号
- 二 当事者及び参加人並びにこれらの代理人の氏名又は名称
- 三 参加申請人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代理人の氏名又は名称
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

(審決の予告)

第五十条の六の二 特許法第六十四条の二第一項の経済産業省令で定めるときは、被請求人が審決の予告を希望しない旨を申し出なかつたときであつて、かつ、次に掲げるときとする。

- 一 審判の請求があつて審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第三百三十四条の二第一項の訂正の請求（審判の請求がされている請求項に係るものに限る。）を認めないとき。
- 二 特許法第八十一条第二項の規定により審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第三百三十四条の二第一項の訂正の請求（審判の請求がされている請求項に係るものに限る。）を認めないとき。
- 三 前二号に掲げるいずれかのときに審決の予告をした後であつて事件が審決をするのに熟した場合にあつては、当該審決の予告をしたときまでに当事者若しくは参加人が申し立てた理由又は特許法第五十三条第二項の規定により審理の結果が通知された理由（当該理由により審判の請求を理由があるとする審決の予告をしていないものに限る。）によつて、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき。

(費用の額の決定の請求)

第五十条の七 審判の費用の額の決定を請求する者は、請求書に費用計算書及び費用の額の疎明に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

(相手方への催告等)

第五十条の八 特許庁長官は、審判に関する費用の額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなきときは、この限りでない。

2 相手方が前項の期間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しないときは、特許庁長官は、請求人の費用のみについて、審判に関する費用の額の決定をすることができる。ただし、相手方が審判に関する費用の額の決定について請求することを妨げない。

(特許法第六十九条第二項の経済産業省令で定める場合)

第五十条の九 特許法第六十九条第二項の経済産業省令で定める場合は、相手方が前条第一項の期間内に同項の費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しない場合とする。

(審決)

第五十条の十 審決書には、審決をした審判官が記名押印しなければならない。

(提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供)

第五十条の十一 審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、当事者又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録を有しているときは、その当事者又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる。

(再審の手続)

第五十条の十二 再審の請求書には、不服の申立てに係る審決の写しを添付しなければならない。

(決定の方式等)

第五十条の十三 審判に関し決定をした審判官又は審判長は、法令に別段の定めがある場合を除き、決定書に記名押印しなければならない。

2 特許庁長官は、審判に関し決定があつたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、その決定の謄本を当事者、参加人及び参加申請人に送付しなければならない。

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十四 特許無効審判又は延長登録無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしなければならない。

2 当事者又は参加人は、自らが提出する書類について前項の申出をするときは、当該書類の提出の際にこれをしなければならない。

3 第一項の申出をするときは、当該申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものをも作成し、特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。ただし、同項の申出に係る営業秘密が記載された箇所が当該申出に係る書類の全部であるときは、この限りでない。

4 前項本文の規定により書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものが提出された場合には、当該書類の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

(審査の規定等の準用)

第五十条の十五 第三十二条第一項、第三十三条及び第三十六条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。

2 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、訂正審判又は特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求に準用する。

3 第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定は、特許法第百六十二条の規定による審査に準用する。

(再審への準用)

第五十条の十六 この章及び第四十五条の三から第四十五条の五までの規定は再審に準用する。この場合において、第四十六条第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審」と、「それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する再審又は確定した特許法第百十四条第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。

第二節 口頭審理

(口頭審理)

第五十一条 審判長は、口頭審理による審判をするときは、当事者に、陳述すべき事項の要領を記載した書面を提出させることができる。

2 前項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式第六十五の十により作成しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭審理)

第五十一条の二 審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2 審判長は、前項の装置又は場所が相当でない認めるときは、当事者又は参加人に対し、その変更を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、審判長は、第一項の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる。

4 第一項の手続を行ったときは、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

第五十二条 口頭審理においては、日本語を用いなければならない。

(口頭審理における審尋)

第五十二条の二 審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを發し、又は立証を促すことができる。

2 陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

(口頭審理における陳述の録音)

第五十三条 審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

(口頭審理における写真の撮影等の制限)

第五十四条 口頭審理における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない。

(口頭審理調書の記載事項)

第五十五条 口頭審理の調書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 審判の番号
- 二 審判官及び審判書記官の氏名
- 三 出頭した当事者、代理人、参加人及び通訳人の氏名
- 四 審理の日時及び場所
- 五 審理を公開したこと又は公開しなかつたときはその旨及びその理由
- 六 当事者、代理人及び参加人の陳述の要領
- 七 審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
- 八 その他の必要な事項

2 前項の調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印しなければならない。

3 前項の場合において、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印しなければならない。審判長及び陪席審判官に支障があるときは、審判書記官がその旨を記載すれば足りる。

(書面等の引用添付)

第五十六条 調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。

第三節 証拠調べ及び証拠保全

第一款 総則

(受命審判官の指定及び囑託の手続)

第五十七条 受命審判官にその職務を行わせる場合には、審判長がその審判官を指定する。

2 審判官がする囑託の手続は、特別の定めがある場合を除き、審判長がする。

(受命審判官の期日指定)

第五十七条の二 受命審判官が行う手続の期日は、その審判官が指定する。

(証拠の申出)

第五十七条の三 証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない。

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

(文書等の提出時期)

第五十七条の四 証人、当事者本人又は鑑定人(以下「証人等」という。)の尋問又は意見の陳述において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、その証人等の尋問又は意見の陳述を開始する時の相当期間前までに、提出しなければならない。ただし、当該文書を提出することができないときは、その写しを提出すれば足りる。

(証拠調べ調書の記載事項)

第五十七条の五 証拠調べの調書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 審判の番号
- 二 審判官及び審判書記官の氏名
- 三 出頭した当事者本人、代理人、参加人、通訳人、証人及び鑑定人の氏名
- 四 証拠調べの日時及び場所
- 五 証拠調べを公開したこと又は公開しなかつたときはその旨及びその理由
- 六 証人、当事者本人及び鑑定人の陳述の要領
- 七 証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかつた理由
- 八 検証の結果
- 九 審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
- 十 その他の必要な事項

2 第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書に準用する。

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

第五十七条の六 審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べるることができる。

2 前項の場合において、審決の謄本が送達されるまでに当事者又は参加人の申出があつたときは、証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならない。ただし、審判の請求が取り下げられた場合においては、当該書面の作成を要しない。

(口頭審理の規定の準用)

第五十七条の七 第五十一条の二、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べについて準用する。

第二款 証人尋問

(証人尋問の申出)

第五十八条 証人尋問の申出は、証人を指定し、かつ、尋問に要する見込みの時間を明らかにしてしなければならない。

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十三により、それ以外の場合は様式第六十五の十四によりしなければならない。

(尋問事項書)

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書（尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。）を拒絶査定不服審判について提出する場合は一通、それ以外の場合は特許庁、証人及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 尋問事項書は、できる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない。

3 尋問事項書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の十五により、それ以外の場合は様式第六十五の十六により作成しなければならない。

(呼出状の記載事項等)

第五十八条の三 証人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、尋問事項書を添付しなければならない。

- 一 当事者及び参加人の表示
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 出頭しない場合における法律上の制裁

(不出頭の届出)

第五十八条の四 証人は、期日に出頭することができない事由が生じたときは、直ちに、その事由を明らかにして届け出なければならない。

(宣誓)

第五十八条の五 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3 審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

4 前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5 審判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

(尋問の順序)

第五十八条の六 当事者又は参加人による証人の尋問は、次の順序による。

- 一 尋問の申出をした当事者又は参加人の尋問（主尋問）
- 二 相手方の尋問（反対尋問）
- 三 尋問の申出をした当事者又は参加人の再度の尋問（再主尋問）

2 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、更に尋問をすることができる。

3 審判長は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二条第一項及び第二項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら証人を尋問し、又は当事者若しくは参加人の尋問を許すことができる。

4 陪席審判官は、審判長に告げて、証人を尋問することができる。

(質問の制限)

第五十八条の七 次の各号に掲げる尋問は、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 主尋問 立証すべき事項及びこれに関連する事項
- 二 反対尋問 主尋問に現れた事項及びこれに関連する事項並びに証言の信用性に関する事項
- 三 再主尋問 反対尋問に現れた事項及びこれに関連する事項

2 審判長は、前項各号に掲げる尋問における質問が同項各号に定める事項以外の事項に関するものであつて相当でないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

第五十八条の八 質問は、できる限り、個別的かつ具体的にしなければならない。

2 当事者又は参加人は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号から第六号までに掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りではない。

- 一 証人を侮辱し、又は困惑させる質問

- 二 誘導質問
- 三 既にした質問と重複する質問
- 四 争点に関係のない質問
- 五 意見の陳述を求める質問
- 六 証人が直接経験しなかつた事実についての陳述を求める質問

3 審判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。
(文書等の質問への利用)

第五十八条の九 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、文書、図面、写真、模型、装置その他の適当な物件（以下この条において「文書等」という。）を利用して証人に質問することができる。

2 前項の場合において、文書等が証拠調べをしていないものであるときは、当該質問の前に、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

3 審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。
(異議)

第五十八条の十 当事者又は参加人は、第五十八条の六第二項及び第三項、第五十八条の七第二項、第五十八条の八第三項並びに前条第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2 前項の異議に対しては、審判官は、決定で、直ちに審判をしなければならない。
(対質)

第五十八条の十一 審判長は、必要があると認めるときは、証人と他の証人との対質を命ずることができる。

2 前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

3 対質を行うときは、審判長がまず証人を尋問することができる。
(文字又は図の筆記等)

第五十八条の十二 審判長は、必要があると認めるときは、証人に文字又は図の筆記その他の必要な行為をさせることができる。

(後に尋問すべき証人の取扱い)

第五十八条の十三 審判長は、必要があると認めるときは、後に尋問すべき証人に在廷を許すことができる。

(傍聴人の退廷)

第五十八条の十四 審判長は、証人が特定の傍聴人の面前（特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三条の三第二項に規定する措置をとる場合及び同法第二百四条に規定する方法による場合を含む。）においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。

(書面による質問又は回答の朗読)

第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で質問したときは、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。

(付添い)

第五十八条の十五の二 審判長は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三条の二第一項に規定する措置をとるに当たっては、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かななければならない。

2 前項の措置をとったときは、その旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係を調書に記載しなければならない。
(遮へいの措置)

第五十八条の十五の三 審判長は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三条の三第一項又は第二項に規定する措置をとるに当たっては、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かななければならない。

2 前項の措置をとったときは、その旨を調書に記載しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第五十八条の十六 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

2 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を特許庁又は当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。この場合において、証人を特許庁に出頭させるときは、審判長、当事者及び参加人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3 前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

4 第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

(書面尋問)

第五十八条の十七 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2 前項の回答を希望する事項を記載した書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の十七により、それ以外の場合には様式第六十五の十八により作成しなければならない。

3 審判長は、証人が尋問に代わる書面の提出をすべき期間を定めることができる。

4 証人は、前項の書面に署名しなければならない。

(受命審判官の権限)

第五十八条の十八 受命審判官が証人尋問をする場合には、審判官及び審判長の職務は、その審判官が行う。

第三款 当事者尋問

(対質)

第五十九条 審判長は、必要があると認めるときは、当事者本人と、他の当事者本人又は証人との対質を命ずることができる。

(証人尋問の規定の準用)

第五十九条の二 前条の規定は、特別の定めがある場合を除き、当事者本人の尋問について準用する。ただし、第五十八条の十三の規定は、この限りでない。

(法定代理人の尋問)

第五十九条の三 この規則中当事者本人の尋問に関する規定は、審判において当事者を代表する法定代理人について準用する。

第四款 鑑定

(鑑定事項)

第六十条 鑑定の申出をするときは、同時に、鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 相手方は、前項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

3 審判官は、職権により、又は第一項の申出があつたときは同項の書面に基づき前項の意見も考慮して、鑑定事項を定める。

4 審判官は、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

5 第一項の鑑定の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十九により、それ以外の場合は様式第六十五の二十によりしなければならない。

6 第一項の鑑定を求める事項を記載した書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作成しなければならない。

(鑑定のために必要な事項についての協議)

第六十条の二 審判官は、口頭審理の期日において、鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項について、当事者及び参加人並びに鑑定人と協議をすることができる。

(鑑定人に対する忌避の申立ての方式)

第六十条の二の二 鑑定人に対する忌避の申立ては、口頭審理又は証拠調べにおいては、口頭をもつてすることができる。

2 忌避の原因は、疎明しなければならない。

(鑑定人の宣誓の方式)

第六十条の三 宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

(鑑定人の陳述の方式)

第六十条の四 審判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。

2 審判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、鑑定人の意見を聴いて、当該書面を提出すべき期間を定めることができる。

(鑑定人に更に意見を求める事項)

第六十条の四の二 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条第二項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 審判官は、職権で鑑定人に更に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出させることができる。

3 相手方は、前二項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

4 審判官は、第一項又は第二項の書面内容及び前項の意見を考慮して、鑑定人に更に意見を求める事項を定める。この場合においては、当該事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

(質問の順序)

第六十条の四の三 審判長は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条の二第二項及び第三項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら鑑定人に対し質問をし、又は当事者若しくは参加人の質問を許すことができる。

2 陪席審判官は、審判長に告げて、鑑定人に対し質問をすることができる。

3 当事者又は参加人の鑑定人に対する質問は、次の順序による。ただし、一方の当事者又は参加人及び他方の当事者又は参加人の双方が鑑定の申出をした場合における当事者又は参加人の質問の順序は、審判長が定める。

一 鑑定の申出をした当事者又は参加人の質問

二 相手方の質問

三 鑑定の申出をした当事者又は参加人の再度の質問

4 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、更に質問をすることができる。

(質問の制限)

第六十条の四の四 鑑定人に対する質問は、鑑定人の意見の内容を明りようにし、又はその根拠を確認するために必要な事項について行うものとする。

2 質問は、できる限り、具体的にしなければならない。

3 当事者又は参加人は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 鑑定人を侮辱し、又は困惑させる質問

二 誘導質問

三 既にした質問と重複する質問

四 第一項に規定する事項に関係のない質問

4 審判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第六十条の四の五 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条の三に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

3 第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

(鑑定人の発問等)

第六十条の五 鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、証拠調べに立ち会い、審判長に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め、又は審判長の許可を得て、これらの者に対し直接に問いを発することができる。

(異議)

第六十条の五の二 当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十条の四の四第四項、前条並びに第六十条の六において準用する第五十八条の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2 前項の異議に対しては、審判官は、決定で、直ちに審判をしなければならない。

(証人尋問の規定の準用)

第六十条の六 第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出席することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

(鑑定証人)

第六十条の七 鑑定証人の尋問については、証人尋問に関する規定を適用する。

(鑑定の囑託への準用)

第六十条の八 この款の規定は、宣誓に関する規定を除き、鑑定の囑託について準用する。

第五款 書証

(訳文の添付等)

第六十一条 外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。

2 相手方は、前項の訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

(文書提出命令の申立て)

第六十一条の二 相手方は、文書提出命令の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定による申出について準用する。

(提示文書の保管)

第六十一条の三 審判官は、必要があると認めるときは、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十三条第六項前段の規定により提示された文書を一時保管することができる。

(受命審判官等の証拠調べの調書)

第六十一条の四 受命審判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、審判官は、当該証拠調べについての調書に記載すべき事項を定めることができる。

2 審判書記官は、受命審判官が証拠調べをした場合において、前項の調書に同項の文書の写しを添付することができる。

(文書の提出等の方法)

第六十一条の五 書証の申出としての文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でしなければならない。

2 審判官は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

(録音テープ等の反訳文書の書証の申出があつた場合の取扱い)

第六十一条の六 録音テープ等を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない。

(文書の成立を否認する場合における理由の明示)

第六十一条の七 文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書等)

第六十一条の八 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第一項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

2 第六十一条の三の規定は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による文書その他の物件の提出について準用する。

3 第六十一条の四の規定は、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項において準用する同法第二百九条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条の規定により提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命審判官又は受託裁判官にさせる場合における調書について準用する。

(文書に準ずる物件への準用)

第六十一条の九 第五十条及び第六十一条から前条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

(写真等の証拠説明書の記載事項)

第六十一条の十 写真又は録音テープ等の証拠調べの申出をするときは、その証拠説明書において、撮影、録音、録画等の対象並びにその日時及び場所をも明らかにしなければならない。

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者又は参加人は、審判官又は相手方の求めがあるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面(当該録音テープ等を反訳した書面を含む。)を提出しなければならない。

2 相手方は、前項の書面における説明の内容について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

3 第一項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二十三により、それ以外の場合は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。

第六款 検証

(検証の申出の方式)

第六十二条 検証の申出は、検証の目的を表示してしなければならない。

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の二十五により、それ以外の場合は様式第六十五の二十六によりしなければならない。

(検証の目的の提示等)

第六十二条の二 第六十一条の三の規定は、検証の目的の提示について、第六十一条の四の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命審判官又は受託裁判官にさせる場合における調書について準用する。

第七款 証拠保全

(証拠保全の手續における証拠調べ)

第六十三条 証拠保全の手續における証拠調べについては、この節の規定を適用する。

(証拠保全の申立ての方式)

第六十四条 証拠保全の申立てをする者は、様式第六十六により作成した証拠保全申立書を特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。ただし、審判請求前においては、特許庁長官に対して提出しなければならない。

2 証拠保全の事由は、疎明しなければならない。

(証拠保全の記録の送付)

第六十五条 証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った審判官は、本案の審判の記録の存する審判官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない。

第十章 特許証、特許表示及び特許料

(特許証)

第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特許番号
- 二 発明の名称
- 三 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 四 発明者の氏名
- 五 特許権の設定の登録があつた旨、特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつた旨又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつた旨
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第六十七条 特許証をよごし、損じ、または失つたときは、特許証の交付を受けた者は、特許証の再交付を請求することができる。ただし、よごし、または損じた場合は、その特許証を提出しなければならない。

(特許表示)

第六十八条 特許法第八十七条の特許表示は、物の特許発明にあつては「特許」の文字およびその特許番号とし、物を生産する方法の特許発明にあつては「方法特許」の文字およびその特許番号とする。

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 特許料を納付するときは、特許権の設定の登録を受ける者は様式第六十九により、特許権者は様式第七十により、それぞれ作成した特許料納付書によらなければならない。

2 特許法第七十条第三項の規定により特許料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第九十条若しくは第九十一条の二第一項の規定又は他の法令の規定による減免を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ特許料納付書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 特許法第九十条又は第九十一条の二第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記載しなければならない。

4 特許法第一百二十二条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する特許権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、特許料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

5 前項の手續をするときは、当該手續をした日から二月以内に、特許法第一百二十二条第二項ただし書に規定する特許権者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(特許料の追納による特許権の回復の手續等)

第六十九条の二 特許法第一百二十二条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、同法第一百二十二条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後一年を超えるとときは、その期間の経過後一年とする。

2 特許法第一百二十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料を追納する場合には、前項に規定する期間内に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

4 手續をする者の責めに帰することができない理由により特許法第一百二十二条の二第一項の規定による手續をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第二項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

5 前項の手續をするときは、当該手續をした日から二月以内に、手續をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

第十一章 特許料等の減免又は猶予等

(資力を考慮して定める要件)

第七十条 特許法施行令第九条第一号ロ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロ及びハの規定による所得の算定は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十三条から第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所得の金額を合計することにより行うものとする。

2 特許法施行令第九条第一号ロ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロの経済産業省令で定める額は、百五十万円とする。

3 特許法施行令第九条第一号ハ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハの経済産業省令で定める額は、二百五十万円とする。

4 特許法施行令第九条第一号ニ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニの規定による所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

5 特許法施行令第九条第一号ニ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニの経済産業省令で定める額は、二百九十万円とする。

第七十一条 特許法施行令第九条第二号イ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第二号イの経済産業省令で定める額は、前事業年度末の貸借対照表（設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない法人にあつては、成立時の貸借対照表）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対

照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額とする。

- 2 特許法施行令第九条第二号ロ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号ロの規定による所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。
- 3 特許法施行令第九条第二号ハ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号ハの経済産業省令で定める関係は、特許法施行令第九条第二号イ及びロに該当する法人並びに特許法等関係手数料令第一条の二第二号イ及びロに該当する法人に対し単独で持つ場合にあっては第一号に掲げるものとし、共同で持つ場合にあっては第二号に掲げるものとする。
 - 一 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係
 - 二 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係（特許料減免申請書の様式等）

第七十二条 特許法施行令第十一条第一項及び第二項に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。

- 2 申請人は、前項の申請書を、特許料納付書の提出と同時に（免除を受ける者にあっては、特許法第八十八条第一項に規定する期間内に）提出しなければならない。
- 3 申請人は、特許料納付書に特許法施行令第十一条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事項及び第一項の申請書の提出を省略する旨を記載して同項の申請書の提出を省略することができる。
（審査請求料減免申請書の様式等）

第七十三条 特許法等関係手数料令第一条の三第一項及び第二項に規定する申請書は、様式第七十二により作成しなければならない。

- 2 申請人は、前項の申請書を、出願審査請求書の提出と同時に提出しなければならない。
- 3 申請人は、出願審査請求書に特許法等関係手数料令第一条の三第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事項及び第一項の申請書の提出を省略する旨を記載して同項の申請書の提出を省略することができる。
（添付書面）

第七十四条 特許法施行令第十一条第一項及び特許法等関係手数料令第一条の三第一項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- 一 特許法施行令第九条第一号イ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号イに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面
- 二 特許法施行令第九条第一号ロ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロに掲げる要件に該当する場合 市町村民税（特別区民税を含む。）に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下この条において「非居住者」という。）にあっては、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写し（以下この条において「外国所得税に相当する税に係る申告書の写し」という。））
- 三 特許法施行令第九条第一号ハ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する場合 所得税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（非居住者にあっては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）
- 四 特許法施行令第九条第一号ニ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニに掲げる要件に該当する場合 事業税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（非居住者にあっては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）
- 五 特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合 次に掲げる書面
 - イ 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（資本金又は出資を有しない法人にあっては、前事業年度末の貸借対照表、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（以下この条において「外国法人」という。）にあっては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称及び住所並びに資本金又は出資の総額を記載したもの）
 - ロ 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（外国法人にあっては、損益計算書）
 - ハ 前事業年度終了の日における株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の氏名及び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- 一 特許法施行令第十条第一号のいずれかに該当する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる書面
 - イ 中小事業者（特許法施行令第十条第一号に規定する中小事業者をいう。以下この条において同じ。）であることを証する書面
 - ロ 申請人に対し、特定支配関係（特許法施行令第九条第二号ハに規定する特定支配関係をいう。第十九号ロにおいて同じ。）を持つている中小事業者以外の法人がないことを証する書面
- 二 特許法施行令第十条第一号のいずれかに該当する者（同号チからタまでのいずれかに該当する者（以下この条において「組合等」という。）に限る。） 前号ロに掲げる書面
- 三 特許法施行令第十条第二号イに掲げる者に該当する者 次に掲げる書面
 - イ 第一号イに掲げる書面
 - ロ 特許法施行令第十一条第二項に規定する申請書を提出する日（以下このロ及び次号ロにおいて「申請日」という。）の属する年の前年（申請日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年）において試験研究費等比率（一年間における試験研究費及び開発費（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七条第一項第二号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下このロにおいて同じ。）が百分の三を超えるもの（申請日において事業を開始した日以後二十七月を経過していないものうち試験研究費等比率を算定することができないもの）にあっては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）であることを証する書面
- 四 特許法施行令第十条第二号ロに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる書面
 - イ 第一号イに掲げる書面
 - ロ 申請日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下このロにおいて同じ。）が百分の三を超えるもの（申請日において設立の日以後二十六月を経過していないものうち試験研究費等比率を算定するこ

とができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)であることを証する書面

- 五 特許法施行令第十条第二号ロに掲げる者に該当する者(組合等に限る。) 前号ロに掲げる書面
- 六 特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面
- イ 第一号イに掲げる書面
- ロ その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第十六項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)であることを証する書面
- 七 特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者(組合等に限る。) 前号ロに掲げる書面
- 八 特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面
- イ 第一号イに掲げる書面
- ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新(同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。)のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面
- 九 特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者(組合等に限る。) 前号ロに掲げる書面
- 十 特許法施行令第十条第三号イに掲げる者に該当する者 当該者に該当することを証する書面
- 十一 特許法施行令第十条第三号ロに掲げる者に該当する者 当該者に該当することを証する書面
- 十二 特許法施行令第十条第三号ハに掲げる者に該当する者 その特許出願又は特許権が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面
- 十三 特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者 その特許出願又は特許権が特許法施行令別表に掲げる独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業の実施に係るものであることを証する書面
- 十四 特許法施行令第十条第三号ヘに掲げる者に該当する者 当該者に該当することを証する書面
- 十五 特許法施行令第十条第三号トに掲げる者に該当する者 次に掲げる書面
- イ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人であることを証する書面
- ロ 試験研究に関する業務を行うものであることを証する書面
- 十六 特許法施行令第十条第四号イに掲げる者に該当する者 常時使用する従業員の数を証する書面
- 十七 特許法施行令第十条第四号ロに掲げる者に該当する者
- イ 前号に掲げる書面
- ロ 第一号ロに掲げる書面
- 十八 特許法施行令第十条第五号イに掲げる者に該当する者 その事業を開始した日以後十年を経過していないことを証する書面
- 十九 特許法施行令第十条第五号ロに掲げる者に該当する者
- イ 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表(外国法人にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの)のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する書面(資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面)
- ロ 申請人に対し、特定支配関係を持つている特許法施行令第九条第二号イに規定する特定法人以外の法人がないことを証する書面
- 二十 特許法施行令第十条第六号に掲げる者に該当する者 次に掲げる書面
- イ 認定福島復興再生計画(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十六条に規定する認定福島復興再生計画をいう。ロにおいて同じ。)に基づき同法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者であることを証する書面
- ロ その特許発明又は発明がイに規定する事業の成果に係るもの(認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)であることを証する書面
- (出願審査の請求の手数料の減免の件数の限度)

第七十五条 特許法等関係手数料令第一条の六第一項の経済産業省令で定める件数は、百八十件とする。

(既納の特許料の返還の請求の様式)

第七十六条 特許法第百十一条第一項の規定による特許料の返還の請求は、様式第七十三によりしなければならない。

(審査請求料の返還の請求の様式)

第七十七条 特許法第百九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求は、様式第七十四によりしなければならない。

(過誤納の手数料の返還の請求の様式)

第七十八条 特許法第百九十五条第十一項の規定による手数料の返還の請求は、様式第七十五によりしなければならない。

附 則

1 この省令は、特許法の施行の日(昭和三十五年四月一日)から施行する。

2 特許法施行規則(大正十年農商務省令第三十三号)は、廃止する。

附 則 (昭和三十七年一〇月一日通商産業省令第一一三号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年二月八日通商産業省令第四号)

この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八八号）

この省令は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四〇年九月一六日通商産業省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年六月三〇日通商産業省令第七三号）

この省令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一号）

1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（改正前の特許法施行規則の適用）

第二条 この省令の施行の際現に係属している特許出願については、その特許出願について査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年六月一日通商産業省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年六月二五日通商産業省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八二号）

1 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、第七条第二号の改正規定は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条（2）（c）の規定による同条約第一条から第十二条までの規定の効力の発生の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号）

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月二九日通商産業省令第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則（昭和五三年一一月一日通商産業省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中様式第七の改正規定及び第二条の規定は、昭和五十三年十一月二十日から施行する。

附 則（昭和五四年七月一六日通商産業省令第五五号）抄

1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十六条、第三十条第一号及び第二号、第六十三条第五号、様式第七、様式第十、様式第十三並びに様式第二十一の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年九月一七日通商産業省令第三三号）抄

1 この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号）

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附 則（昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二二日通商産業省令第三〇号）

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和五六年九月二八日通商産業省令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 外国語でされた国際特許出願又は国際実用新案登録出願が旧様式によりされている場合には、特許法施行規則第三十八条の二（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による翻訳文の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和五七年八月一一日通商産業省令第四二号）

この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和五七年一一月三〇日通商産業省令第七五号）

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二九日通商産業省令第二一号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二九日通商産業省令第四四号）

1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和五十九年一月二二日通商産業省令第九三号）抄

1 この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号）

（施行期日）

1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法の施行前にした追加の特許出願であつて改正法の施行の際現に特許庁に係属しているもの又は改正法の施行の際現に存する追加の特許権については、この省令による改正前の特許法施行規則の規定は、この省令の施行後もなおその効力を有する。

3 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についての改正法の施行前にした補正（出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にしたものに限る。）であつて、当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものについては、この省令による改正前の特許法施行規則及び実用新案法施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（昭和六〇年一月二一日通商産業省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年五月二九日通商産業省令第三七号）

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月二八日通商産業省令第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法施行規則第三十八条の十一及び第三十八条の十二の改正規定は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条（6）（b）の規定による同条（2）（a）の宣言の撤回の効力の発生日（昭和六十二年十二月八日）から施行する。

附 則（平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二日通商産業省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前にした特許出願及びこれに係る手続については、前条の規定による改正前の特許法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定（第六十九条の規定を除く。）は、前条の規定による改正後の特許法施行規則（以下「新規則」という。）の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

2 前項並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号。以下「改正省令」という。）附則第二項及び附則第三項の規定にかかわらず、新規則第一条の二、第四条の二、第八条から第九条の三まで、第十条の二から第十二条まで、第十三条の二、第十四条、第二十三条第二項及び第三項、第二十四条、第二十五条から第二十五条の三まで、第二十七条の二、第二十七条の三の二、第二十七条の三の三、第二十八条の二から第二十八条の四まで、第三十一条の二、第三十一条の三、第三十二条、第四十六条、第四十七条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条の二、第五十八条及び第六十六条の規定並びに附則第二条の規定中特許法施行規則第二十三条の二を削る改正規定は、施行日以後にされた特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）、旧特許法第四十五条第六項又は第五十三条第四項（旧特許法第五十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び旧特許法第六十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるもの及びこれらに係る手続について適用する。この場合において、新規則第一条の二第一項中「又は様式第七十」とあるのは、「様式七十又は特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の特許法施行規則様式第十三の二若しくは様式第十五」と、新規則第十一条第一項中「又は様式第四十八」とあるのは、「様式第四十八又は特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の特許法施行規則様式第十三の二若しくは様式第十五」と、新規則第十一条第三項中「及び様式第四十四」とあるのは、「様式第四十四並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の特許法施行規則様式第十三の二及び様式第十五」とする。

附 則（平成四年六月二九日通商産業省令第四二号）

1 この省令は、平成四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成五年一月八日通商産業省令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に請求された改正法による改正前の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号。以下「旧特許法」という。）第二百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の特許法施行規則（以下「新特許法施行規則」という。）第五十八条第二項（新特許法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び附則第三項の規定並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格A列4番とする。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（「【考案の名称】」を削る部分を除く。）並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第二百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第二百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十一条及び第十二条の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

（第二条の規定による特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前にした特許出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつたものについての情報の提供については、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（改正法附則第三条第一項の手續補正書の様式）

第三条 改正法附則第三条第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面についての補正は、特許法施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、特許出願（同規則第四条の二第一項の国際特許出願等を除く。）についてする場合（次項に掲げる場合を除く。）は附則様式第一により、同項の国際特許出願等についてする場合は附則様式第二によりしなければならない。

2 前項に規定する補正を電子情報処理組織を使用して又はフレキシブルディスクの提出により行う場合は、工業所有権に関する手續等の特例に関する法律施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、附則様式第三によりしなければならない。

附則様式第1（附則第3条関係）

附則様式第 1 (附則第 3 条関係) (令元経産令 1・令元経産令 17・一部改正)

特許 印紙

(円)

【書類名】 手続補正書
 【提出日】 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官
 【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

④ 又は

識別ラベル

④ 又は

識別ラベル

【補正により増加する請求項の数】

【その他】 平成 6 年改正法附則第 3 条第 1 項の規定による補正

【手続補正 1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番 (横 21cm、縦 29.7cm) の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の上に 6 cm、左右及び下に各々 2 cm をとるものとし、原則としてその左右については各々 2.3 cm を超えないものとする。

3 書き方は左横書、1 行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4 mm 以上をとり、1 ページは 29 行以内とする。

4 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプライプ等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができるように書く。また、半角文字並びに「【】、【】、【▲】及び【▼】は用いてはならない (欄名の前後に「【

及び「】」を用いるときを除く。】。

5 【事件の表示】の欄の【出願番号】には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

6 識別番号の通知を受けていない者については、【識別番号】の欄は設けるには及ばない。

7 【住所又は居所】は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【郵便番号】及び【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。

8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、【氏名又は名称】の上に【フリガナ】の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。

9 【氏名又は名称】は、法人にあっては、名称を記載し、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、【氏名又は名称】の次に【営業

所郵便番号】及び【営業所】の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。

11 代理人が弁理士のときは、【住所又は居所】の次に【弁理士】と記載し、弁護士のときは、【弁護士】と記載する。

12 代理人によるときは本人の印及び識別ラベルは不要とし、代理人によらないときは【代理人】の欄は設けるには及ばない。

13 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。

14 【補正をする者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

④ 又は

識別ラベル

【補正をする者】

【事件との関係】

- 【識別番号】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】 ㊦ 又は 識別ラベル
- 15 【【代理人】】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【代理人】
 【識別番号】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】 ㊦ 又は 識別ラベル
- 16 【【手続補正1】】の欄は、次の要領で記載する。
 イ 【【補正対象書類名】】は、「明細書」、「図面」、のように補正する書類名を記載する。
 ロ 【【補正対象項目名】】は、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求

- 項〇」、段落番号「○○○○」、図〇、「符号の説明」、「全文」、「全図」のように補正をする単位名を記載する。
 ハ 【【補正方法】】は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。
 ニ 【【補正の内容】】は、「【補正対象項目名】】に記載した事項（前に「【、後ろに【】を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】】が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を「【書類名】】とともに記載し、「【補正方法】】が「削除」のときは、「【補正の内容】】の欄は設けるには及ばない。
 17 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、「特許請求の範囲」、「【発明の詳細な説明】】若しくは「【図面の簡単な説明】】の欄若しくは「【特許請求の範囲】】の欄の「【請求項〇】」、「【発明の詳細な説明】】の欄の段落番号「【○○○○】】若しくは「【図面の簡単な説明】】の欄の図の説明の「【図〇】】若しくは「【符号の説明】】を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと。）。この場合において、明細書の全文を補正するときを除き、「【特許請求の範囲】】の欄に記載し

た請求項の数を増加又は減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の際本の送達があった後の補正をするときは、【特許請求の範囲】の欄を単位として、【発明の詳細な説明】の欄に記載した段落番号【○○○○】の数を増加又は減少する補正をするときは、【発明の詳細な説明】の欄を単位として補正をしなければならない。

18 図面を補正するときは、全図又は【図○】を単位として補正しなければならない。

19 図又は化学式、数式、表若しくは日本産業規格 X 0208号（平成24年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格 X 0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を【補正の内容】中に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

20 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するとき は、【手続補正1】の欄の次に【手続補正2】、【手続補正3】のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

21 出願審査の請求後請求項の数を増加する場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。

22 「【手数料の表示】」の欄は、備考21の手数料の納付に際して工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

23 手続補正書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

24 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

25 とじ方は左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるとように例えばホッチキス等を用いてとじる。

26 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

27 特許法施行規則第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

附則様式第2 (附則第3条関係) (令元経産令1・令元経産令17の一部改
正)

手 続 補 正 書

(平成6年改正法附則第3条第1項の規定
による補正)

特 許
印 紙

令和 年 月 日

(円)

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
 - 2 補正をする者
事件との関係
住所 (居所)
氏名 (名称) ④
 - 3 代理人
住所 (居所)
氏名 (名称) ④
 - 4 補正により増加する請求項の数 ④
 - 5 補正の対象
 - 6 補正の内容
- 〔備考〕
- 1 用紙は、日本産業規格 A列 4 番 (横21cm、縦29.7cm) の大

きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

3 文字は、タイプライター等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。

4 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のもの（特許法第162条に規定する審査に係属中のものを除く。）については「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、国際特許出願であって、出願の番号が通知されていないときは、「PCT/○○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載する。

5 「事件との関係」の欄には、「特許出願人」のように補正をする者と事件との関係を記載する。

6 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。

7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやす

いものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。

8 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称とその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

9 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

10 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

11 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加することに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。

12 「補正の対象」の欄には、「明細書の特許請求の範囲の欄」のように補正をする書類名と補正をする個所を記載する。

13 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載する。

14 明細書又は図面の全文を補正するときは、「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、補正した明細書（補正により特許請求の範囲の記載を変更した個所があるときは、その個所に下線を引くこと。）又は図面を別紙として添

付しなければならない。特許請求の範囲を補正するとき（明細書の全文を補正するときを除く。）は、「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、その補正後の特許請求の範囲の全文を記載した書面（補正により変更した個所に下線を引くこと。）を別紙として添付しなければならない。

15 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。

16 とじ方は左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

17 手続補正書と添付書類との間及び添付書類各ページの間には割印する。

附則様式第 3 (附則第 3 条関係) (令元経産令 1・令元経産令 17・一部改
正)

【書類名】 手続補正書
 【提出日】 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【補正をする者】
 【事件との関係】
 【識別番号】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正により増加する請求項の数】

【その他】 平成 6 年改正法附則第 3 条第 1 項の規定による補正

【手続補正 1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【備考】

1 1 行は 36 字詰めとし、1 ページは 29 行とする。

2 文字は、日本産業規格 X 0208 号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（日本産業規格 X 0208 号区点番号（以下「区点番号」という。）1—58）、「】」（区点番号 1—59）、「▲」（区点番号 2—5）及び「▼」（区点番号 2—7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号 1—58）及び「】」（区点番号 1—59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号 2—5）及び「▼」（区点番号 2

一7)を用いるときを除く。)。日本産業規格 X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格 X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」(区点番号2一5)、後ろに「▼」(区点番号2一7)を付す。

3 【事件の表示】の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記録する。

4 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

5 【住所又は居所】は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りや正しいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。

7 【氏名又は名称】は、法人にあっては、名称を記録し、

【氏名又は名称】の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。

8 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

9 代理人が弁理士有的时候は、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁理士有的时候は、「【弁理士】」と記録する。

10 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあっては、「【代表者】」)の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人〇〇の代理人」のように記録する。

11 代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

12 【補正をする者】の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

- 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【補正をする者】
 【事件との関係】
 【識別番号】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 13 【【代理人】】の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
 【代理人】
 【識別番号】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 14 【【手続補正1】】の欄は、次の要領で記録する。
 イ 【【補正対象書類名】】は、「明細書」、「図面」のように補正する書類名を記録する。

- ロ 【【補正対象項目名】】は、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項○」、段落番号「○○○○」、図○、「符号の説明」、「全文」、「全図」のように補正をする単位名を記録する。
 ハ 【【補正方法】】は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。
 ニ 【【補正の内容】】は、【【補正対象項目名】】に記録した事項（前に【】（区点番号1—58）、後ろに【】（区点番号1—59）を付す。）及び補正後の内容を記録する。この場合において、【【補正対象項目名】】が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を【【書類名】】とともに記録し、【【補正方法】】が「削除」のときは、【【補正の内容】】の欄は設けるには及ばない。
 15 明細書を補正するときは、明細書の全文又は【【発明の名称】】、【【特許請求の範囲】】、【【発明の詳細な説明】】若しくは【【図面の簡単な説明】】の欄若しくは【【特許請求の範囲】】の欄の【【請求項○】】、【【発明の詳細な説明】】の欄の段落番号【【○○○○】】若しくは【【図面の簡単な説明】】の欄の図の説明の【【図○】】若しくは【【符号の説明】】を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した

個所に下線を引くこと。)。この場合において、明細書の全文を補正するときを除き、【特許請求の範囲】の欄に記載した請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の本送の送達があった後の補正をするときは、【特許請求の範囲】の欄を単位として、【発明の詳細な説明】の欄に記載した段落番号【○○○○】の数を増加又は減少する補正をするときは、【発明の詳細な説明】の欄を単位として補正をしなければならぬ。

16 図面を補正するときは、全図又は【図○】を単位として補正しなければならぬ。

17 図又は化学式等を【補正の内容】の欄に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記録してはならない。この場合において、令第6条ただし書の規定により図又は化学式等を記載した書面をフリンケインゾルデインズに添付して提出するときは、【補正の内容】の欄の当該図又は化学式等を記録しようとする位置に、図を記録しようとするときは【図1】、【図2】のように、化学式を記録しようとするときは【化1】、【化2】のように、数式を記録しようとするときは【数1】、【数2】のように、表を記録しようとするときは【表1】、【表2】のように、日本産業規格 X 0208号に定められている文字以外の文字を記録しようとするときは【外1】、【外2】のように記録する。

するときは【外1】、【外2】のように記録する。

18 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときには、【手続補正1】の欄の次に【手続補正2】、【手続補正3】のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

19 「【手数料の表示】」の欄は、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の納付に際して第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記録する。

20 第6条第1項の規定により包括委任状を授用するときは、
【【手数料の表示】】の欄の次に【提出物件の目録】】の欄
を設け、その次に【【包括委任状番号】】の欄を設けて、包括
委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を授用
するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

21 特許法施行規則第10条の2の規定により証明書を省略する
ときは、【【代理人】】の欄の次に【提出物件の目録】】の欄
を設け、その次に【【物件名】】の欄を設けて、当該証明書の
書類名を記録し、更にその次に【【授用の表示】】の欄を設け
て、同条第1項の規定によるときは授用される当該証明書が
提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によ
るときは授用される当該証明書が提出された手続に係る事件
の表示を記録する。また、2以上の証明書を授用するとき
は、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【物件名】

【授用の表示】

【物件名】

【授用の表示】

(平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置)

第四条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。)の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則第六条第一項において準用する平成五年改正省令第一条の規定による改正前の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定による情報の提供はできないものとし、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項(第一号及び第四号を除く。)及び第二項の規定を当該実用新案登録出願についての情報の提供に準用する。

附 則 (平成八年九月一日通商産業省令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年一二月二五日通商産業省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第六条 特例法施行規則の施行日前にした特許出願及びこれに係る手続については、同規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、第五条の規定による改正後の特許法施行規則第九条の三の規定を適用する。

2 特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項及び附則第三項の規定並びに特例法施行規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則の様式に規定する手続に係る書面と添付書類との間及び添付書類各葉の間の割印については、これらの規定にかかわらず、要しないものとする。

附 則 (平成九年三月二四日通商産業省令第二一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願(この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。)による改正前の特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。)第九条第一項において準用する場合を含む。)、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。)による改正前の特許法(以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。)第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(昭和六十年旧特許法第五百九条第一項(昭和六十年旧特許法第七十四条第一項(昭和六十年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。)第四十五条において準用する場合を含む。))及び昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、昭和六十年旧特許法第六十一条の三第一項(昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。))及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。))又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。)に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下この項において「旧特例法施行規則」という。)の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3 特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項及び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号)附則第三条第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。)附則第三条第一項(第六条において準用する場合を含む。)の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の五の規定、第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条の規定並びに第四条の規定による改正後の特例法施行規則第十九条の二及び第二十九条の二の規定を適用する。

附 則 (平成九年五月二九日通商産業省令第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月二七日通商産業省令第一一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録に関する経過措置)

第三条 特許法施行規則第五十七条の六(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)(同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則又は商標法施行規則において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行前にされた証人等の陳述については、適用しない。

附 則 (平成一〇年一月八日通商産業省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(補正却下後の新出願に関する経過措置)

第三条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この条において「改正法」という。)による改正前の特許法(以下この条において「旧特許法」という。)第五十三条第四項(旧特許法第五百九条第一項(旧特許法第七十四条第一項(改正法によ

る改正前の実用新案法（以下この条において「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、旧特許法第六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による特許出願又は実用新案登録出願に係る代理権の証明については、改正後の特許法施行規則第四条の三（実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項第三号中「特許法第四十四条第一項の規定による特許出願」とあるのは「特許法第四十四条第一項の規定による特許出願又は特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）による改正前の特許法（以下この号において「旧特許法」という。）第五十三条第四項（旧特許法第五十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び旧特許法第六十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許出願」と読み替えるものとする。

附 則（平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一二月一八日通商産業省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月二六日通商産業省令第一九号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年九月三〇日総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この命令は、法の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一二月二八日通商産業省令第一三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同法第八十四条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第八十四条の二十第二項の規定による翻訳文の提出がされた同法第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願に係る手続（平成十二年一月一日以後に請求された同法第二十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合に除く。）については、第一条の規定による改正前の特許法施行規則の規定（第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 平成十二年一月一日前に請求された特許法第二十一条第一項の審判の手続については、第一条の規定による改正前の特許法施行規則（以下この条において「旧特許法施行規則」という。）の規定（第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特許法施行規則第五十条の七（見出しを含む。）中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年四月一九日通商産業省令第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十二年四月二十日）から施行する。

附 則（平成一二年一二月二〇日通商産業省令第三五七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年五月三一日経済産業省令第一六六号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月六日経済産業省令第一九〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年一二月二〇日経済産業省令第二〇七号）

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成一四年八月一日経済産業省令第九四号）

（施行期日）

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。

（継続中の特許出願及び実用新案登録出願に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る様式第二十九の備考15のホ及び実用新案登録出願に係る様式第三の備考14のホの適用については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成一五年六月六日経済産業省令第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に特許法第八十四条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に特許法第八十四条の四第一項及び第

二項の規定による翻訳文を提出した同法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年九月四日経済産業省令第九号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成一五年九月一〇日経済産業省令第一〇一号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二日経済産業省令第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章第三節（同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則及び商標法施行規則において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の特許法施行規則第八章第三節の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成一六年六月四日経済産業省令第六九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三〇号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附 則（平成一七年一二月一二日経済産業省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年六月八日経済産業省令第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年六月十三日）から施行する。

附 則（平成一八年八月九日経済産業省令第八一号）

この省令は、特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第二十七条の三の三の改正規定及び次条の規定は、平成十九年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の三の三の規定は、前条ただし書に規定する日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、同日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（特許法施行規則等の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三（第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号）

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六四号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六八号）

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二四日経済産業省令第一九号）

この省令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日経済産業省令第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年一月三〇日経済産業省令第五号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年六月二日経済産業省令第三四号）

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附 則（平成二一年六月二日経済産業省令第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正をした外国語国際特許出願又は外国語国際実用新案登録出願に係る補正書の翻訳文の提出については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年六月二二日経済産業省令第三五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)又は第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正をした国際特許出願についての特許法施行規則第三十八条の二第二項(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正書の日本語による翻訳文又は特許法施行規則第三十八条の六(実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。)の規定による補正書の日本語による翻訳文若しくは補正書の写しの提出については、この省令の施行後も、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二三年一二月二八日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二四年八月三一日経済産業省令第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年一〇月三一日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日(平成二十四年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年一一月三〇日経済産業省令第八六号) 抄

この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一七日経済産業省令第二号)

この省令は、産業競争力強化法の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。ただし、第一条の規定(特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)」の下に「第八条第二項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第五十七条」を削る改正規定、同令第六十九条第四項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、同令様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第2項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削る改正規定、同備考中「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1/2軽減」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。)、第四条の規定及び第五条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考7中「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。))は、産業競争力強化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年八月二二日経済産業省令第四〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定は、この省令の施行後にする特許出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年一〇月二二日経済産業省令第五四号)

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則（以下この条及び次条において「新特許法施行規則」という。）第三十八条の六の三ただし書の規定は、この省令の施行前に第一条の規定による改正前の特許法施行規則（以下この条及び次条において「旧特許法施行規則」という。）第三十八条の六の三に規定する期間内に特許法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第三十条第三項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

2 新特許法施行規則第三十八条の十四第一項ただし書の規定は、この省令の施行前に旧特許法施行規則第三十八条の十四に規定する期間内に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下この条及び次条において「特許協力条約」という。）第八条の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする者によって、特許協力条約に基づく規則（次条において「規則」という。）17. 1 (a) に規定する優先権書類の提出がなかった場合については、適用しない。

附 則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第七号）

この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十七年六月二二日経済産業省令第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の十四第三項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出願審査の請求をする国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について適用し、施行日前に出願審査の請求をした国際特許出願又は同項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年一〇月三〇日経済産業省令第七二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第四十五条の四の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に請求する訂正審判又は特許異議の申立て若しくは特許無効審判における訂正について適用し、施行日前に請求した訂正審判又は特許異議の申立て若しくは特許無効審判における訂正については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月二五日経済産業省令第三六号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一月二〇日経済産業省令第三号）

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年五月一九日経済産業省令第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年七月七日経済産業省令第五一号）

(施行期日)

1 この省令は、平成二九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の特許法施行規則第二十七条の三の三（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年七月三一日経済産業省令第五九号）抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月一二日経済産業省令第五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第七十二条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の特許法施行規則第七十二条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則（平成三〇年七月一一日経済産業省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号）抄

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三一年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月一九日経済産業省令第一六号）抄

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一二日経済産業省令第二四号）

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日経済産業省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年五月二〇日経済産業省令第四九号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月二五日経済産業省令第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、施行日前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（令和二年九月一六日経済産業省令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月二五日経済産業省令第一七号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十九条の二第一項の規定による特許料の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予若しくは同法第九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和三十二年法律第三十号）第十八条の二の規定による国際出願に係る手数料の軽減若しくは免除については、第二条の規定による改正前の特許法施行規則第七十四条の二（第二十号に係る部分に限る。）の規定は、復興庁設置法等の一部を改正する法律附則第十一条に規定する期間、なおその効力を有する。この場合において、同号イ中「認定重点推進計画（）」とあるのは「認定重点推進計画（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第三条の規定による改正前の）」とする。

附 則（令和三年三月三一日経済産業省令第二四号）

この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年六月一六日経済産業省令第五二号）

この省令は、公布日から施行する。

附 則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第一条第四項及び第五項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項、商標法施行規則第二十二条第一項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第六十一条第一項及び工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第九条において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願及び請求その他特許に関する手続、実用新案登録出願及び請求その他実用新案登録に関する手続、意匠登録出願及び請求その他意匠登録に関する手続、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請及び請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律又は同法に基づく命令の規定による手続並びに工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の規定による手続（以下「手続」という。）並びに施行日以後に事件が特許庁に係属している場合に行われることができる手続の補正について適用し、施行日前にした手続（施行日以後に事件が特許庁に係属している場合に補正されるものを除く。）については、なお従前の例による。

附 則（令和四年二月二五日経済産業省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十四条の三（第五号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行後にする特許出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年六月一六日経済産業省令第五三号）

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附 則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第四十六条の二第二項の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この条において「施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした特許出願（施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）については、なお従前の例による。

附 則（令和四年九月二六日経済産業省令第七五号）

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第四条の三第一項の改正規定、第五条中特許登録令施行規則第十三条の五第一項の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の改正規定及び第七条中工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第三条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年六月三〇日経済産業省令第三四号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月三日）から施行する。

附 則（令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日経済産業省令第二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第一〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第一一号）

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第1 削除
様式第2 (第4条の2関係)

様式第2 (第4条の2関係)

- 【書類名】 期間延長請求書
〔〔提出日〕 令和 年 月 日〕
【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)
(特許庁審査官 殿)
- 【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 【発送番号】
【請求の内容】
〔〔手数料の表示〕〕
〔〔予納台帳番号〕〕
〔〔納付金額〕〕
- 〔備考〕
- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
 - 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
 - 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
 - 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「[]」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「[]」及び「[]」を用いるときを除く。)
 - 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。)第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)によるときは、「〔〔手数料の表示〕〕」の欄の「〔〔予納台帳番号〕〕」を「〔〔納付書番号〕〕」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。)別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、特例法施

行規則第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔予納台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔納付金額〕」の欄は設けるには及ばない。

- 6 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「〔書類名〕」を「期日変更請求書」とし、「〔事件の表示〕」を「〔審判事件の表示〕」とし、「〔請求の内容〕」の欄を「〔変更前の期日〕」、「〔変更後の期日〕」及び「〔変更の理由〕」とし、変更前の期日、変更後の期日及び変更の理由を記載する。
- 7 「〔あて先〕」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 8 「〔事件の表示〕」の欄の「〔出願番号〕」には、「特願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。審判に係属中の場合には、「〔事件の表示〕」の次に「〔審判番号〕」の欄を設け、「不服○○○○—○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「〔出願番号〕」に出願の番号を記載する。
- 9 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「〔請求人〕」を「〔審判請求人〕」とする。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「〔識別番号〕」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「〔住所又は居所〕」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「〔住所又は居所〕」の欄は設けるには及ばない。
- 12 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「〔氏名又は名称〕」の上に「〔フリガナ〕」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 13 「〔氏名又は名称〕」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔代表者〕」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔日本における営業所〕」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「〔代表者〕」の欄を設けるものとする。
- 15 「〔請求人〕」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 16 代理人が弁理士のときは、「〔住所又は居所〕」の次に「〔弁理士〕」と記載し、弁理士のときは、「〔弁護士〕」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「〔代表者〕」の次に「〔代理関係の特記事項〕」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）。
- 17 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「〔代表者〕」の欄は不要とし、代理人によらないときは「〔代理人〕」の欄は設けるには及ばない。

- 18 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 19 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。
- 20 拒絶理由通知（拒絶査定不服審判の審理（特許法第162条の規定による審査を含む。）中にされたものに限る。）に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」「手続書類の翻訳のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載する。その他の指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載する。また、特許法第5条第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間経過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 21 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「 円 」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 22 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 23 請求書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 24 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 25 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 26 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
 【援用の表示】
 【物件名】
 【援用の表示】

様式第3（第4条の2関係）



期間延長（期日変更）請求書

(円) (令和 年 月 日)

特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

1 事件の表示

2 請求人

(識別番号)

住所(居所)

氏名(名称)

3 代理人

(識別番号)

住所(居所)

氏名(名称)

4 請求の内容

(備考)

- 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- あて先は、特許異議、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。
- 「住所(居所)」の欄には、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 「氏名(名称)」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

- 9 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名(名称)」の欄の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する(弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。)
- 12 期日の変更を申請するときは「4 請求の内容」を「4 変更前の期日」とし、次に「5 変更後の期日」及び「6 変更の理由」の欄を設け、変更前の期日、変更後の期日及び変更の理由を記載する。
- 13 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「請求の内容」の欄の次に「添付書類の目録」の欄を設け、援用に係る証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載する。
- 14 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 15 訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
- 16 とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

様式第4（第8条関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 代表者選定届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【代表者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 代表者であることを証明する書面 1

【物件名】 （ ）

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
 - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
 - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

- 3 「代表者であることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

代 表 者 選 定 証

令和 年 月 日

住所（居所）

代表者 殿

住所（居所）

特許出願人

住所（居所）

特許出願人

下記の発明に関する手続については、貴殿を代表者に選定したことに相違ありません。

記

1 事件の表示

2 発明の名称

- 4 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定による場合は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで、22から25までと同様とする。

様式第5（第8条関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・
平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平27経産令6・平29経産令3・令元経産令1
・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

代表者選定届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 代表者
事件との関係
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 添付書類の目録
 - (1) 代表者であることを証明する書面 1通
 - (2) （ 通）

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願についての場合には「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許法第67条第2項の延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 「事件との関係」の欄には、「延長登録出願人」、「特許権者」、「請求人」、「被請求人」、「参加人」のように代表者と事件との関係を記載する。
- 3 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで並びに様式第4の備考3と同様とする。

様式第6（第9条関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・
平10通産令87・平11通産令132・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92
・一部改正）

氏名（名称）変更届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 氏名（名称）を変更した者
事件との関係
住所（居所）
旧氏名（名称）
新氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）

〔備考〕

- 1 「事件との関係」の欄には、「特許出願人」、「延長登録出願人」、「請求人」、「被請求人」、「参加人」のように手続をした者と事件との関係を記載する。
- 2 「氏名（名称）を変更した者」又は「代理人」の欄の住所の次に氏名（名称）を変更した者又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 3 第9条第2項の規定により、2以上の氏名又は名称の変更の届出を一の書面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載し、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
- 4 第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
 - イ 表題は「氏名（名称）変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書」とする。
 - ロ 「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載し、その次に「氏名（名称）変更届に係る事件の表示」及び「表示変更登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

- ハ 様式中3を2項繰り下げ、「2 氏名（名称）を変更した者」の欄を「4 氏名（名称）を変更した者及び申請人」とし、「新氏名（名称）」を「氏名（名称）」とし、「旧氏名（名称）」の欄は設けるには及ばない。
- ニ 「1 事件の表示」の欄の次に「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）を記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。
- ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。
- ヘ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

様式第7（第9条関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・
平10通産令87・平11通産令132・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92
・一部改正）

住 所（居 所）変 更 届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 住所（居所）を変更した者
 - 事件との関係
 - 旧住所（居所）
 - 新住所（居所）
 - 氏名（名称）
- 3 代理人
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）

〔備考〕

- 1 第9条第2項の規定により、2以上の住所又は居所の変更の届出を一の書面とするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
- 2 第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面である場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の届出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び13から16まで、様式第5の備考1並びに様式第6の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と、様式第6の備考4中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

様式第9 (第9条の2関係) (平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 代理人選任届

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 代理人の選任を証明する書面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

- 1 復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」とし、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け(備考2、3又は4の復代理人に係る手続において同様とする。)、復代理人を選任した代理人を記載し、「【届出の内容】」の欄は「【選任した代理人】」を「【選任した復代理人】」とし選任した復代理人を記載する。
- 2 代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の

変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した復代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した復代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記載する。

- 3 代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した代理人】」として代理権を変更した代理人を記載する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した復代理人】」とし代理権を変更した復代理人を記載する。
- 4 代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した代理人】」として代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の、「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 5 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「【届出の内容】」の次の「【代理人】」を「【復代理人】」とし当該代理人を記載する。
- 6 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【届出の内容】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 8 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

平成何年特願○○○○—○○○○○○、平成何年特願○○○○—○○○○○○、
平成何年特願○○○○—○○○○○○、平成何年特願○○○○—○○○○○○、
平成何年特願○○○○—○○○○○○、平成何年特願○○○○—○○○○○○、

- ロ 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○—○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○、
特願○○○○—○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○、

【届出に係る特許番号】

特願第○○○○○○○○号、特願第○○○○○○○○号、
特願第○○○○○○○○号、特願第○○○○○○○○号、

- 9 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 10 その他は、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10 から 14 まで、16 から 18 まで及び 22 から 25 まで並びに様式第 4 の備考 1、2 及び 4 と同様とする。
-

様式第10 (第9条の2関係) (平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平27経産令6・平29経産令3・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正)

代理人選任(代理人変更、代理権変更、代理権消滅、復代理人選任、復代理人変更、復代理権変更、復代理権消滅)届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

- 1 事件の表示
- 2 手続をした者
事件との関係
住所(居所)
氏名(名称)
- 3 届出の内容
選任した代理人
住所(居所)
氏名(名称)
- 4 代理人
住所(居所)
氏名(名称)
- 5 添付書類の目録
 - (1) 代理人の選任を証明する書面 1通
 - (2) () 通)

[備考]

- 1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許法第67条第2項の延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 復代理人又は復代理権に係る届出をするときは、様式中3から5までを1項ずつ繰り下げ「2 手続をした者」の欄の次に「3 代理人」の欄を設け、代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載する。

- 3 「届出の内容」の欄には、代理人又は復代理人の変更を届け出るときは選任した代理人又は復代理人及び代理権の消滅した代理人又は復代理人を、代理人又は復代理人の選任又は代理権の消滅を届け出るときは該当事項のみを記載し、代理権の内容の変更について届け出るときは、その変更の内容について記載する。
- 4 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「5 代理人」の欄を「5 復代理人」とし、当該復代理人を記載する。
- 5 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
 - イ 国際特許出願等の出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人が届出をするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該届出に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 - ロ 特許権者が届出をするときは、「手続をした者」の欄を「特許権者」とし、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該届出に係る特許番号(特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 - ハ 国際特許出願等の出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人及び特許権者が届出をするときは、「手続をした者」の欄を「手続をした者及び特許権者」とし、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、「(届出に係る事件の表示)」及び「(届出に係る特許番号)」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
- 6 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 7 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで並びに様式第5の備考2及び3と同様とする。

様式第11 (第9条の2関係)

【書類名】 代理人受任届

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 代理権を証明する書面 1

【物件名】 ()

【備考】

- 1 復代理人が受任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人受任届」とし、「【手続をした者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け(備考2の復代理人に係る手続において同様とする。)、復代理人を選任した代理人を記載し、「【受任した代理人】」の欄を「【受任した復代理人】」とする。
- 2 代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した代理人】」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した復代理人】」とする。
- 3 「【受任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 - 【受任した代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - 【受任した代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考6、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する(弁理士法施行令(平成12年政令第384号)第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。)」とあるのは「記載する」と、様式第9の備考8中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

様式第12 (第9条の2関係)

代理人受任 (復代理人受任) 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

- 1 事件の表示
- 2 手続をした者
事件との関係
住所 (居所)
氏名 (名称)
- 3 受任した代理人
住所 (居所)
氏名 (名称)
- 4 添付書類の目録
(1) 代理権を証明する書面 1通
(2) () 通

〔備考〕

- 1 復代理人に係る届出をするときは、様式中3及び4を1項ずつ繰り下げ、「2 手続をした者」の次に「3 代理人」の欄を設け(備考2の復代理人に係る手続において同様とする。)、復代理人を選任した代理人を記載する。
- 2 代理人が辞任を届け出るときは、表題を「代理人辞任届」とし、「受任した代理人」の欄を「辞任した代理人」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、表題を「復代理人辞任届」とし、「受任した代理人」の欄を「辞任した復代理人」とする。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考2及び3並びに様式第10の備考1、5及び6と同様とする。この場合において、様式第3の備考11中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する(弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。)」とあるのは「及ばない」と、様式第10の備考5中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

様式第12の2（第9条の3関係）（平8通産令79・追加、平10通産令87・平11通産令132・
令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

包括委任状援用制限届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 手続をした者
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 届出の内容
援用を制限した代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 代理人
住所（居所）
氏名（名称）

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第10の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

様式第13 (第11条関係)

様式第13 (第11条関係)

【書類名】 手続補正書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審判長 殿)
 (特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

(【補正により増加する請求項の数】)

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

(【予納台帳番号】)

【納付金額】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【備考】

- 1 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する(備考4及び5の場合を除く。)

イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」、「審判請求書」、「国内書面」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「令和何年何月何日」のように記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明者」、「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承

- 継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「全文」、「発明の名称」、「段落番号「〇〇〇〇」」、「配列表」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」、「手続補正〇」、「誤訳訂正〇」、「請求の理由」、「訂正の理由等」のように補正をする単位名を記載する。
- ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記載する。
- ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【発明者】」、「【特許出願人】」、「【請求人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【提出者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」若しくは「【審判請求人】」又は「【パリ条約による優先権等の主張】」、「【先の出願に基づく優先権主張】」、「【最初の出願の表示】」若しくは「【先の出願の表示】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、特許請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 手続に際して特許庁に提出すべきものとされている代理権を証明する書面、代表者であることを証明する書面その他の書面を提出するときは、「【手続補正1】」の欄の「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には証明書の書類名を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて証明書の書類名を記載し当該証明書を添付する。
- 4 特例法施行規則第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をしていない手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「審判請求人」のように手続を行った者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行った旨を記載する。
- 5 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【配列表】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【】」及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。この場合において、段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文を単位として補正をしなければならない。特許法第17条の5の規定により訂正した明細書について補正をするときは、段落、文献、実施例、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの段落を削除するときは「【〇〇〇〇（削除）】」のように記載し、明細書の全文を単位として補正をしなければならない。
- 6 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項〇】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項〇】」の欄名は除く。）。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の本送の送達があつた後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。特許法第17条の5の規定により訂正した特許請求の範囲について補正をするときは、請求項、化学式、数式、表等に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項〇】（削除）」のように記載し、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。
- 7 図面を補正するときは、全図又は「【図〇】」を単位として補正しなければならない。特許法第17条の5の規定により訂正した図面について補正をするときは、図面に付した番号に変更が生じないようにし、いずれかの図面を削除するときは、「【図〇】（削除）」のように記載し、全図を単位として補正をしなければならない。
- 8 要約書を補正するときは、要約書の全文を補正しなければならない。
- 9 図又は化学式、数式、表若しくは日本産業規格×0208号（平成24年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格×0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

- 10 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【手続補正2】
- 【補正対象書類名】
- 【補正対象項目名】
- 【補正方法】
- 【補正の内容】
- 【手続補正3】
- 【補正対象書類名】
- 【補正対象項目名】
- 【補正方法】
- 【補正の内容】
- 11 「（【補正により増加する請求項の数】）」の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合にのみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。その場合において、1請求項を増加することにより、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、また、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考11及び13に該当するものを除く。）において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 13 「【手数料の表示】」の欄は、備考11の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 14 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 15 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面とするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
- 【別紙】
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
- 16 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面とするときは、次の要領で記載する。
- イ 「【書類名】」を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「【補正をする者及び申請人】」とする。
- ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
- 【別紙】
【手続の補正に係る事件の表示】
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
【表示更正登録申請に係る特許番号】
特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
- ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。
- ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。
- ホ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【物件名】

【採用の表示】

【物件名】

【採用の表示】

- 17 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条第4項に規定する手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。（○○○○ 持分○/○）」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。（○○○○ 持分○/○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考14により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。
- 18 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考17により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 19 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を手続補正書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【補正をする者】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する補正をする者である。（○○○○ 持分○/○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。（○○○○ 持分○/○）。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。
- 20 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から19まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第13号の補正」と読み替えるものとする。

様式第14 (第11条関係)

特許
印紙

手続補正書

(円)

(令和 年 月 日)

特許庁長官	殿
(特許庁審判長	殿)
(特許庁審査官	殿)

- 1 事件の表示
- 2 補正をする者
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 3 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 4 補正により増加する請求項の数
- 5 補正対象書類名
- 6 補正対象項目名
- 7 補正の内容

(備考)

- 1 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 補正の内容」の欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規定別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」、「優先権主張書」(2以上の優先権主張書を提出しているときは、「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の優先権主張書」)のように補正する書類名を記載する。
- 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」、「優先権の主張」のように補正する箇所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が特許出願人、審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。なお、「優先権主張書」の「【優先権の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て(補

- 正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。)を記載する。
- 5 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするとき、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該補正に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 - 6 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするとき、次の要領で記載する。
 - イ 表題を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「補正をする者」の欄を「補正をする者及び申請人」とする。
 - ロ 「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、その次に「手続の補正に係る事件の表示」及び「表示更正登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 - ハ 「補正の内容」の欄を「補正の内容及び更正に係る表示」とし、「補正及び更正前の表示」及び「補正及び更正後の表示」の欄を設けて、補正及び更正に係る表示が氏名(名称)であるときはその氏名(名称)を、補正及び更正に係る表示が住所(居所)であるときはその住所(居所)をそれぞれ記載する。
 - ニ 「7 補正の内容及び更正に係る表示」の欄の次に「8 登録の目的」の欄を設けて、「登録名義人の表示更正」のように記載する。
 - ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「8 登録の目的」の欄の次に「9 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。
 - ヘ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。
 - 7 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
 - 8 あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
 - 9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考11中「弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第13号の補正」と、備考13中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

様式第15（第11条関係）

特許 印紙

手数料補正書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 補正に係る書類名
- 3 補正をする者
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 4 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 5 補正命令の日付

〔備考〕

- 1 この書類にはる特許印紙の額は、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載をする。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 手納台帳番号」の欄を設けて、手納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」のように書類名を表示する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「補正命令の日付」と読み替えるものとする。

様式第15の2(第11条の2関係)

【書類名】 誤訳訂正書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

(特許庁審判長 殿)

(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【訂正により増加する請求項の数】

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

【訂正の理由等】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 訂正の理由の説明に必要な資料 1

[備考]

- 1 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 2 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 「【誤訳訂正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように補正する書類名を記載する。

ロ 「【訂正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、「段落番号「○○○○」」、「配列表」、「請求項○」、「全図」、「図○」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。

ニ 「【訂正の内容】」は、「【訂正対象項目名】」に記載した事項(前に「【」、後ろに「】」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書若しくは特許請求の範囲の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【訂正方法】」が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

4 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【誤訳訂正1】」の欄の次に「【誤訳訂正2】」、「【誤訳訂正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

5 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書、外国

語特許請求の範囲又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由(以下この様式において「訂正理由等」という。)を具体的に記載する。備考4に従い【誤訳訂正1】【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けたときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1)」、「(訂正の理由2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。また、1の補正をする単位中において2以上の個所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1—1)」、「(訂正の理由1—2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。

- 6 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合は、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額)、「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額)を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現

金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額)を記載する。

8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

9 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、それを「訂正の理由の説明に必要な資料」として添付する。添付した資料の上部余白には、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、「(訂正の理由1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由2の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1—1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1—2の説明に必要な資料)」のように記載する。

10 第27条第4項に規定する共有にかかる出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条の2第2項において準用する第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考8により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。

11 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考10により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

- 12 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を誤訳訂正書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。(○○○○ 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(○○○○ 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。
- 13 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考5から7まで及び9と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】及び【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

様式第15の3 削除
様式第15の4 (第11条の4関係)

様式第15の4 (第11条の4関係)

【書類名】 弁明書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【弁明の内容】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「弁理士法施行令(平成12年政令第384号)第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第14号の弁明書の提出」と、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

様式第15の5（第11条の4関係）

弁 明 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 弁明をする者
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 弁明に係る書類名
- 5 弁明の内容
- 6 添付書類の目録

【備考】

- 1 「弁明に係る書類名」の欄には、「審判請求書」、「訂正請求書」のように弁明をする書類名を記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、5から11まで及び14から16まで並びに様式第5の備考3と同様とする。
この場合において、様式第3の備考11中「弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第14号の弁明書の提出」と読み替えるものとする。

様式第16 (第11条の5関係) (平2通産令41・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平16経産令28・平17経産令14・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 受継申立書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【受継申立人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申立の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

- 1 「手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面」は、法定代理人が受継の申立てをするときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、破産管財人が受継の申立てをするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が受継の申立てをするときは「登記事項証明書」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とする。
- 2 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【包括委任状番号】
【包括委任状番号】
- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。

様式第17（第11条の5関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平16経産令28・平17経産令14・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

受 継 申 立 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 受継申立人
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 被受継申立人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 申立の内容
- 6 添付書類の目録
 - (1) 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面 1通
 - (2) (通)

〔備考〕

- 1 中断した訂正審判の手続に関して受継の申立てををするときは、「被受継申立人」の欄は設けるには及ばない。
- 2 「手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面」は、法定代理人が受継の申立てををするときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、破産管財人が受継の申立てををするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が受継の申立てををするときは「登記事項証明書」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とする。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで並びに様式第10の備考6と同様とする。

様式第18（第12条関係）

【書類名】 出願人名義変更届
 （【提出日】 令和 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【承継人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【国籍・地域】）
 【承継人代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【手数料の表示】）
 （【予納台帳番号】）
 （【納付金額】）
 【提出物件の目録】
 【物件名】 権利の承継を証明する書面 1
 【物件名】 （ ）

【備考】

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときは除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

- 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 7 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 8 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考7に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 9 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 10 承継人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて第26条第1項各号の事項を記載する。
- 11 第27条第1項の規定により、届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○/○」のように分数で記載する。この場合において、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては、「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 12 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】

【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【国籍・地域】）

【承継人】

【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【国籍・地域】）

【承継人代理人】

【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】
 【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 13 承継人について代理人の選任の届出の特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 15 譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 16 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承継の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、

- 18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、
特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、

- ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ヘ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 19 第5条第1項に規定する「権利の継承を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併又は分割によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

- 20 第6条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第1項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

- 21 相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表第3号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「〇〇株式会社、〇〇県・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。
- 22 法人の合併又は分割による特許を受ける権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。
- 23 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考9と同様とする。
-

様式第19 削除
様式第20 (第13条の2、第13条の3関係)

様式第20 (第13条の2、第13条の3関係) (平2通産令41・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平20経産令69・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 刊行物等提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出する刊行物等】

【提出の理由】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
 - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
 - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
 - ニ 第13条の3第1項の規定により提出するときは、「【事件の表示】」の欄を「【特許番号】」とし、特許の番号を記載する。
- 2 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を

繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
 - 4 第13条の2第3項（第13条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
 - 5 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の2第1項各号又はその特許が第13条の3第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
 - 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、11から14まで、16から18まで、22及び24から26まで並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。
-

様式第 2 1 削除

様式第 2 2 (第 1 4 条、第 2 7 条の 5、第 2 7 条の 1 0 及び第 3 8 条の 1 3 の 2 関係)

様式第 22 (第 14 条、第 27 条の 5、第 27 条の 10 及び第 38 条の 13 の 2 関係)

【書類名】 物件提出書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審査官 殿)
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【提出する物件】
 【発送番号】
 【返還の申出】

〔備考〕

- 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 2 「【発送番号】」の欄には、提出命令に係る書類（通知書）に記載された発送の番号を記載する。

- 3 第 27 条の 5 第 9 項（実用新案法施行規則第 23 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 38 条の 13 の 2 第 1 項及び第 3 項（実用新案法施行規則第 23 条第 4 項及び第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。

【提出する物件】 1 配列表を記録した磁気ディスク 1 枚
 2 陳述書 1 通

- ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第 4 備考 2 に従って記載する。この場合において、「【】」は「」と、「【】」は「」と読み替えるものとする。

(文例)

陳述書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

事件の表示
 発明の名称
 特許出願人・代理人

ハ 「【返還の申出】」の欄は設けない。

- 4 第27条の5第16項（実用新案法施行規則第23条第2項において準用する場合を含む。）及び第38条の13の2第15項（実用新案法施行規則第23条第6項において準用する場合を含む。）の規定により所定の配列表を提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。

【提出する物件】	1 所定の配列表	1
	2 陳述書	1通

- ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考2に従って記載する。この場合において、「【】」は「」と、「【】」は「」と読み替えるものとする。

(文例)

陳述書

特許庁長官 殿

本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

ハ 「【返還の申出】」の欄は設けない。

- 5 特許法第38条の3第3項の規定により第27条の10第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするときは、【提出する物件】の欄に「1 先の特許出願の認証謄本 ○通」、「2 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第5項の規定により先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、7、8、10から14まで、16から19まで及び22から26まで並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中（「【手数料の表示】」）とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。

様式第23（第14条及び第27条の11関係）（平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平9通産令21・平10通産令87・平11通産令132・平28経産令36・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

物 件 提 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
 （特許庁審判長 殿）
 （特許庁審査官 殿）

- 1 事件の表示
- 2 提出者
 住所（居所）
 氏名（名称）
- 3 代理人
 住所（居所）
 氏名（名称）
- 4 提出する物件 通（個）
- 5 提出命令の日付
- 6 返還の申出

〔備考〕

- 1 第27条の11第7項の規定により同項に規定する優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文を提出するときは、「提出する物件」の欄に「1 優先権主張基礎出願の写し ○通」、「2 優先権主張基礎出願の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の11第9項の規定により優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「優先権主張基礎出願の翻訳文 ○通」のように記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、6から11まで及び13から16まで並びに様式第14の備考8と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。

様式第24及び様式第25 削除
 様式第26（第23条関係）

様式第26（第23条関係）

【書類名】 特許願
 【整理番号】
 （【提出日】 令和 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 （【国際特許分類】）
 【発明者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
 【特許出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【国籍・地域】）
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【手数料の表示】）
 （【予納台帳番号】）
 （【納付金額】）
 【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲	1
【物件名】 明細書	1
【物件名】 (図面)	1)
【物件名】 要約書	1

〔備考〕

- 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。）。
- 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

- 9 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 12 特許出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、特許出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「（【国籍・地域】）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 16 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「特許出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により特許出願人の権利について持分を記載するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「〇/〇」のように分数で記載し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記載し、「【特許出願人】」の欄（特許出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつて

は「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」の欄には予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第 195 条第 8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」の欄には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第 195 条第 8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 5 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」の欄には納付すべき手数料の額を記載する。

- 23 第 23 条第 6 項の規定により産業技術力強化法第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特定研究開発等成果に係る特許を受けようとする出願であるとき又は第 23 条第 7 項の規定により科学技術・イ

ノベーション創出の活性化に関する法律第22条（同条第1号に係る部分に限る。）の規定により国がその一部のみを読み受けたものに係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考28に該当する場合にあつては「【先の出願に基づく優先権主張】」）の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願」若しくは「令和〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願」又は「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条の規定により国がその一部のみを読み受けたものに係る特許出願」のように記載する。

- 24 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 25 第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 26 第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。
- 27 第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

- 28 第27条の4第3項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、

「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返して記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

- 29 第27条の10第2項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載する。また、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。
- 30 第27条の10第4項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であつて、その先の特許出願の認証謄本等における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。
- 31 第27条の10第5項の規定により同条第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○〇-○○○○○○〇〇について、既に提出済みである。」のように記載する。
- 32 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 33 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。
- 34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 37 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返して記載する（備考39において同じ。）。
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 38 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返して記載する。
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】
- 39 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 40 特許法第41条第1項（同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」

の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

- 41 第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

様式第26の2（第23条関係）（平7通産令57・追加、平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令72・平31経産令12・令元経産令1・一部改正）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第36条の2第1項の規定による特許出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】	外国語特許請求の範囲	1
【物件名】	外国語明細書	1
【物件名】	（外国語図面	1）
【物件名】	外国語要約書	1

〔備考〕

様式第26の備考と同様とする。

様式第27（第23条関係）（平2通産令41・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・
平11通産令132・平15経産令72・平31経産令12・令元経産令1・一部改正）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第44条第1項の規定による特許出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】（図面 1） 1)

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願○○○○—○○○○○○○」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの

特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際特許出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。

- 2 その他は、様式第26の備考と同様とする。

様式第28（第23条関係）（平2通産令41・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87
 ・平11通産令132・平15経産令72・平27経産令7・平31経産令12・令元経産令1・一部改正）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第46条第1項の規定による特許出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲	1
【物件名】 明細書	1
【物件名】 図面	1)
【物件名】 要約書	1

〔備考〕

- 1 特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「特許法第46条第1項」を「特許法第46条第2項」とする。
- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「実願○○○○—○○○○○○○」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○—○○○○○○○」、「【出

願日】には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、
 「【出願日】」には、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、
 「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、
 「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

- 3 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【特許出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 4 第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
 【援用の表示】
 【物件名】
 【援用の表示】

- 5 その他は、様式第26の備考と同様とする。

様式第28の2（第23条関係）（平17経産令30・追加、平31経産令12・令元経産令1・一部改正）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】

【実用新案登録番号】

【登録日】

【出願番号】

【出願日】

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 （図面 1）

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

1 「【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】」の欄の

「【実用新案登録番号】」には「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」、「【登録日】」には「令和何年何月何日」のように基礎とした実用新案登録の番号及び年月日を記載し、「【出願番号】」には「実願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のように基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。

- 2 第31条第4項又は第5項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 3 その他は、様式第26の備考と同様とする。
-

様式第29 (第24条関係)

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

(【背景技術】)

(【先行技術文献】)

(【特許文献】)

(【非特許文献】)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【発明を実施するための形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

(【符号の説明】)

(【受託番号】)

(【配列表】)

【備考】

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名(外来語は片仮名)、常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【発明の名称】」の欄に記載する当該発明の内容については、半角を用いてはならない。また、「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。)
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。受託番号をまとめて記載しようとするときは、原則として符号の説明の記載の次に記載するものとし、当該記載事項の前には、なるべく「【受託番号】」の見出しを付す。
- 12 化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 13 「【発明の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該発明の内容を簡明に表示するものでなければならない。

- 14 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。
- イ 原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。
 - ロ 文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についてなるべく記載する。その記載は、「特許文献1」、「非特許文献1」のように、「【先行技術文献】」の欄において情報の所在に付した番号を引用して記載することが望ましい。この場合において、当該記載事項の前には、【背景技術】の見出しを付す。
 - ハ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他その文献公知発明に関する情報の所在を記載する。
その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献1】特開○○○○-○○○○○○号公報」のように記載し、学術論文の名称その他情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献1】○○○○著、「△△△△」××出版、○○○○年○月○日発行、p. ○○～○○」のように、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【特許文献】」及び「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。
なお、「特許文献」又は「非特許文献」が2以上あるときは、なるべく次のように「【特許文献1】」、「【特許文献2】」、「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。ただし、第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。
【先行技術文献】
【特許文献】
【特許文献1】
【特許文献2】
【非特許文献】
【非特許文献1】
【非特許文献2】
- ニ 原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、これらの記載の前には、「【発明の概要】」の見出しを付す。
- ホ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができ、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【発明を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。ただし、第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。
- ヘ 特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。
- 15 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 16 化学式等を明細書中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化

- 1】、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。
- 17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合に、配列表を記録した磁気ディスクを提出するときは明細書の最後に「【配列表】」の見出しを付す。この場合、「【配列表】」の後には何も記載してはならない。配列表を電子情報処理組織により提出するときは明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。
- 18 明細書（配列表は除く。）には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明又は符号の説明の前に、それぞれ「【】及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【発明の概要】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【図面の簡単な説明】」、「【発明を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【符号の説明】」又は「【受託番号】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【特許文献1】」、「【非特許文献1】」、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。
- 19 第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の規定により訂正した明細書を作成する場合であつて、明細書の段落の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。
- イ いずれかの段落を削除するときは、「【○○○○】（削除）」のように記載する。
 - ロ 発明の詳細な説明を追加するときは、既に付されている段落番号に変更が生じないように記載する。
- 20 明細書における各記載事項は、原則として様式中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。

様式第29の2（第24条の4関係）（平15経産令72・追加、平23経産令72・平27経産令6・令元経産令17・一部改正）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「」を用いるときを除く。）。
- 5 特許請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して特許請求の範囲の記載に代えてはならない。
- 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 12 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。
- 13 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することがで

きるような化学式をなるべく記載する。

- 14 「特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ 「特許請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
 - ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
 - ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
 - ニ 他の2以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
 - ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 15 第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成する場合であつて、特許請求の範囲の請求項の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。
- イ いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項○】(削除)」のように記載する。
 - ロ 新たな請求項を追加するときは、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、末尾の請求項に続けて記載する。
- 16 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成するときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

様式第30 (第25条関係) (平2通産令41・全改、平5通産令75・平15経産令72・平23経産令72・平27経産令6・令元経産令17・一部改正)

【書類名】 図面

【図1】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス(黄色又は薄い赤色のものを除く。)又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。
- 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。
- 5 2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る発明の特徴を最もよく表わす図を「【図1】」とし、以下各図ごとに「【図2】」、「【図3】」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
- 6 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が2以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。
- 7 線の太さは、実線にあつては約0.4mm(引出線にあつては約0.2mm)、点線及び鎖線にあつては約0.2mmとする。
- 8 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。
- 9 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
- 10 凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.2mmの実線で鮮明に描く。
- 11 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
- 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。

- イ 用語は、明細書又は特許請求の範囲において使用した用語と同一のものを用いる。
 - ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。
 - ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。
- 13 第45条の5又は第50条の15第2項において準用する第25条の規定により訂正した図面を作成する場合であつて、図の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。
- イ いずれかの図を削除するときは、「【図○】(削除)」のように記載する。
 - ロ 新たな図を追加するときは、各図ごとに連続番号を図の上に付し、末尾の図に続けて記載する。

様式第31 (第25条の3関係) (平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平15経産
令72・令元経産令17・一部改正)

【書類名】 要約書

【要約】

【選択図】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名(外来語は片仮名)、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く)。
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、特許請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 「【要約】」の欄には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要を次の要領で記載する。
 - イ 原則として発明が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明りように記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【課題】」、

-
- 「【解決手段】」等の見出しを付す。
- ロ 文字数は400字以内とし、簡潔に記載する。
 - ハ 要約の記載の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。
- 12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。
- 13 「【選択図】」には、第25条の2に規定するところに従って選択した1の図に付されている番号を「図○」のように記載する。
-

様式第31の2（第25条の5関係）（平7通産令57・追加、平15経産令72・一部改正）

【書類名】 外国語明細書

〔備考〕

- 1 「外国語明細書」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い記載する。
 - 2 「【書類名】 外国語明細書」は、日本語で記載する。
 - 3 その他は、様式第29の備考と同様とする。
-

様式第31の2の2（第25条の5関係）（平15経産令72・追加）

【書類名】 外国語特許請求の範囲

〔備考〕

- 1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】外国語特許請求の範囲」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

様式第31の3（第25条の5関係）（平7通産令57・追加）

【書類名】 外国語図面

〔備考〕

- 1 「【書類名】 外国語図面」は、日本語で記載する。
 - 2 その他は、様式第30の備考と同様とする。
-

様式第31の4（第25条の6関係）（平7通産令57・追加）

【書類名】 外国語要約書

- 1 Abstract
- 2 Representative Drawing

〔備考〕

- 1 「外国語要約書」は、第25条の2及び特許法第36条第7項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】 外国語要約書」は、日本語で記載する。
- 3 外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に記載する。
- 4 その他は、様式第31の備考と同様とする。

様式第31の5（第25条の7関係）

【書類名】 翻訳文提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【確認事項】

【提出物件の目録】

【物件名】	外国語特許請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	外国語明細書の翻訳文	1
【物件名】	（外国語図面の翻訳文	1）
【物件名】	外国語要約書の翻訳文	1

〔備考〕

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 「【確認事項】」の欄には、本書に添付した翻訳文は、外国語書面出願の願書に添付して提出した外国語明細書、外国語特許請求の範囲、外国語図面及び外国語要約書に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記載する。
- 3 特許法第36条の2第6項の規定により翻訳文を提出するときは、「【確認事項】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第36条の2第6項の規定による翻訳文の提出」と記載する。
- 4 第27条の5第11項の規定により磁気ディスクを提出するときは、【提出物件の目録】の欄の「【物件名】」の欄に次のように記載する。
【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第31の6（第25条の7関係）

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【技術分野】

（【背景技術】）

（【先行技術文献】）

（【特許文献】）

（【非特許文献】）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

（【発明の効果】）

（【図面の簡単な説明】）

（【図1】）

（【発明を実施するための形態】）

（【実施例】）

（【産業上の利用可能性】）

（【符号の説明】）

（【受託番号】）

（【配列表】）

【備考】

様式第29の備考と同様とする。

様式第31の6の2（第25条の7関係）（平15経産令72・追加）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

様式第29の2の備考と同様とする。

様式第31の7（第25条の7関係）

様式第31の7（第25条の7関係）（平7通産令57・追加）

【書類名】 函面

【図1】

〔備考〕

様式第30の備考と同様とする。

様式第31の8（第25条の7関係）（平7通産令57・追加）

【書類名】 要約書

【要約】

【選択区】

〔備考〕

- 1 「【要約】」の欄には、「【課題】」、「【解決手段】」のように見出しを記載する。
 - 2 その他は、様式第31の備考1から5まで、7から10まで、12及び13と同様とする。
-

様式第31の9（第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係）

様式第31の9（第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔〔予納台帳番号〕〕」を「〔納付書番号〕」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔〔予納台帳番号〕〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔納付金額〕」の欄は設けるには及ばない。備考4に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、特許法別表第11号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 「〔回復の理由〕」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。第31条の2第5項の規定により回復理由書を提出するときは、当該理由について、出願審査の請求を遅延させることを目的とするものではなかつた旨が分かるように記載する。
- 3 第25条の7第8項、第31条の2第7項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項の規定によりこれらの規定の申出書の提出を省略しようとするときは、「〔回復の理由〕」の欄の次に「〔その他〕」の欄を設けて、当該申出及び手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。
- 4 第25条の7第10項、第31条の2第9項、第38条の2第7項及び第38条の6の2第8項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「〔出願の表示〕」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「〔別紙〕」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
 【別紙】
 特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、
 特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び21から26まで、様式第15の2の備考2、様式第26の備考9並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第32 (第26条関係)

様式第32 (第26条関係)

【書類名】 信託事項変更届
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【変更の内容】

【変更に係る事項】

(【変更前の内容】)

【変更後の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】 信託事項の変更を証明する書面 1

【備考】

1 「【届出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 「【変更に係る事項】」の欄には、変更する信託事項(第26条第1項各号)を例えば次のように記載する。また、委託者と受益者が同一の者であるときはそれぞれ届出をする。
- イ 相続その他の一般承継により委託者を変更するときは、「委託者」(委託者が2人以上あるときは「委託者〇〇〇」)
 - ロ 委託者の住所(居所)を変更するときは、「委託者の住所(居所)」(委託者が2人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の住所(居所)」)
 - ハ 委託者の氏名(名称)を変更するときは、「委託者の氏名(名称)」(委託者が2人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の氏名(名称)」)
 - ニ 信託の終了の理由を変更するときは、「信託の終了の理由」
- 3 「【変更前の内容】」の欄には、変更に係る事項が、住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるとき、又は委託者、受益者、信託管理人、受益者代理人の変更であるときに限り、変更前の内容を記載する。
- 4 「【変更後の内容】」の欄には、信託事項変更契約書等により変更した内容を記載する。変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更後の内容を記載する。
- 5 「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、変更に係る原因となる書面の書類名(信託事項変更契約書、登記事項証明書等)を記載し、当該届出書に添付する。ただし、変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更の事実を証明する書面を提出することを要しない。
- 6 変更に係る原因となる書面について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定に基づき、

登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【届出者】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表第3号下欄に掲げる措置を行うときは、「【変更の内容】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「委託者 ○○株式会社、○○県・・・・」、商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「委託者 商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○」のように記載する。

- 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1及び2と同様とする。

様式第32の2（第26条関係）（平19経産令68・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 信託による特許を受ける権利についての変更届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【変更の内容】

【信託関係事項】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【届出者】」の欄には信託法第2条第10項（信託の併合）、第11項（信託の分割）又は同法第3条第3号（自己信託）によるときは、信託の受託者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。また、同法第3条第3号（自己信託）による特許を受ける権利の信託を終了するときは、「【届出者】」の欄には、当該出願人の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。
- 2 「【変更の内容】」の欄には、例えば「信託法第3条第3号による信託」又は「信託法第3条第3号による信託の終了」のように当該届出の内容を記載する。
- 3 「【信託関係事項】」の欄には、第26条第1項各号の事項を記載する。
- 4 「【提出物件の目録】」欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書の書類名（自己信託に係る公正証書等）を記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、8、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考1並びに様式第32の備考1と同様とする。

様式第33 (第27条の2関係) (平2通産令41・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平19経産令14・一部改正、平19経産令88・旧様式第32繰下・一部改正、令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 受託番号変更届

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【旧寄託機関の名称】

【旧受託番号】

【新寄託機関の名称】

【新受託番号】

【提出物件の目録】

【物件名】 新受託番号を証明する書面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第9の備考6、様式第16の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第34（第27条の3の2関係）（平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平23経産令72・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【刊行物等】

【提出物件の目録】

【物件名】 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受ける
ための証明書 1

【物件名】 （ ）

〔備考〕

- 1 「【刊行物等】」の欄には、特許法第30条第2項の適用を受けようとする場合において、発明が特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った事由に関する情報（例えば、試験を行ったときは、試験を行った日、場所等、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数、発行年月日等、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日、掲載アドレス等、集会において発表したときは、集会名、開催日等、博覧会に出品したときは、博覧会名、開催日等）を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様とする。

様式第35 削除

様式第36 (第27条の3の3関係)

様式第36 (第27条の3の3関係)

【書類名】 優先権証明書提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【最初の出願の表示】)

(【国・地域名】)

(【出願日】)

(【出願番号】)

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書 1

【物件名】 ()

【備考】

1 「【最初の出願の表示】」の欄の「【国・地域名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第1項(同法第43条の2第2項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。))、第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。))、第43条の3第1項若しくは第2項の規定又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名(国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。))、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第1項(同法第43条の2第2項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。))及び同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する書面を提出したとき又は第27条の4第4項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。2以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に2以上の優先権証明書類等を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

(【最初の出願の表示】)

(【国・地域名】)

(【出願日】)

(【出願番号】)

(【最初の出願の表示】)

(【国・地域名】)

(【出願日】)

(【出願番号】)

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第22の備考1と同様とする。

様式第36の2（第27条の4関係）

様式第36の2（第27条の4関係）

【書類名】 優先権主張書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
 【出願番号】
 【特許出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【優先権の主張】
 【提出物件の目録】

〔備考〕

1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
 【国・地域名】
 【出願日】
 【出願番号】
 （【出願の区分】）
 （【アクセスコード】）
 （【優先権証明書提供国（機関）】）
 【パリ条約による優先権等の主張】
 【国・地域名】
 【出願日】
 【出願番号】
 （【出願の区分】）
 （【アクセスコード】）
 （【優先権証明書提供国（機関）】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

2 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄（備考1に該当

する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄)の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

また、当該優先権の主張の特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張(特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合にするものに限る。)」と記載する。

- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第15の2の備考2、様式第16の備考2並びに様式第26の備考9と同様とする。

様式第36の3 (第27条の4の2、第38条の14関係)

【書類名】 回復理由書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
 【出願番号】
 【特許出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【回復の理由】
 (【手数料の表示】
 (【予納台帳番号】
 (【納付金額】
 【提出物件の目録】

【備考】

- 1 「【回復の理由】」の欄には、特許法第41条第1項に規定する先の出願の日から1年以内又はパリ条約第4条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、特許法第41条第1項に規定する先の出願の日から1年以内又はパリ条約第4条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について簡明に記載する。
- 2 第27条の4の2第8項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第38条の14第7項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示(出願の表示の区切りには説点「、」を付すこと。)に記載する。

【別紙】

特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、
 特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、

- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び21から26まで、様式第4の備考2、様式第15の2の備考2、様式第26の備考9並びに様式第31の9の備考1及び3と同様とする。この場合において、様式第31の9の備考1中「備考4に該当する場合」とあるのは「備考2に該当する場合」と、備考3中「第25条の7第8項、第31条の2第7項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項」とあるのは「第27条の4の2第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第38条の14第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

様式第37 (第27条の8関係)

【書類名】 手続補完書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【特許出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【発送番号】
 【手続補完1】
 【補完の内容】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 「【手続補完1】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。
 - イ 特許を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「特許を受けようとする特許出願」のように記載する。
 - ロ 特許出願人の氏名又は名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【特許出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する特許出願人の氏名又は名称を記載する。
 - ハ 明細書を補完するとき及び特許法第38条の2第5項の規定により必要な図面を提出するときは、「【手続補完1】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載する。
- 3 第27条の5第5項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【手続補完1】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク	1
----------------------	---
- 4 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】	
【補完の内容】	
【手続補完2】	
【補完の内容】	
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第37の2（第27条の10関係）

様式第37の2（第27条の10関係）

【書類名】 明細書等提出書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【特許出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【手数料の表示】)
 (【納付書番号】)
 【提出物件の目録】
 【物件名】 明細書 1
 【物件名】 (図面)

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。
- 2 第27条の5第6項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1
- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2、様式第26の備考24及び31並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の3（第27条の11関係）

【書類名】 明細書等補完書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補完1】

【補完の内容】

（【記載が欠けている箇所の表示】）

〔備考〕

1 「【手続補完1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 明細書の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名、見出し等を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する見出し及び段落番号等並びに欠落を補完した後の内容を記載する（補完した箇所に下線を引くこと（「【】及び「」で囲んだ欄名は除く。）。）。

【手続補完1】

【補完の内容】 明細書の「【技術分野】」の記載を補完する。

【技術分野】

【0001】（欠落を補完した後の内容を記載）

ロ 図面の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名及び補完する図の番号を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する図の番号及び補完する図を記載する。

【手続補完1】

【補完の内容】 図面の図○を補完する。

【図○】

（補完する図を記載）

ハ 特許法第38条の4第4項ただし書の規定により欠落の補完をするときは、「【補完の内容】」の欄の次に「【記載が欠けている箇所の表示】」の欄を設け、優先権の主張の基礎となる出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載する。

2 優先権の主張の基礎となる出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合に、明細書又は図面の欠けている部分の翻訳文を添付するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載すること。

3 第27条の5第7項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

4 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

【手続補完2】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

- 5 第27条の11第9項の規定により同条第7項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の4（第27条の11関係）（平28経産令36・追加、令元経産令1・一部改正）

意見書（第27条の11第4項の規定による意見書）

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 出願番号
- 2 特許出願人
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 代理人
住所又は居所
氏名又は名称
- 4 発送番号
- 5 意見の内容

〔備考〕

- 1 出願番号は、「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の5（第27条の11関係）（平28経産令36・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 明細書等補完書取下書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

[備考]

- 1 複数の明細書等補完書を提出している場合は、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設け、「令和何年何月何日提出の明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書の提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第38 (第28条の2関係) (平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 出願放棄書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【備考】

- 1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

様式第39 削除
様式第40 (第28条の3関係)

様式第40 (第28条の3関係) (平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産
令87・平11通産令132・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 出願取下書
〔提出日〕 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「〔手数料の表示〕」とあるのは「〔代理人〕」と読み替えるものとする。

様式第42 (第28条の4関係) (平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 先の出願に基づく優先権主張取下書

〔提出日〕 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【先の出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

〔備考〕

- 1 「先の出願の表示」の欄の「【出願番号】」(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」には、優先権主張の基礎とした先の出願の番号(先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。また、2以上の優先権の主張を取り下げるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「〔手数料の表示〕」とあるのは「【先の出願の表示】」と、様式第38の備考2中「【代理人】」とあるのは「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。

様式第43 削除
様式第44 (第31条の2関係)

様式第44(第31条の2関係)

【書類名】 出願審査請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【請求項の数】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【調査報告番号】)

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」を「出願審査請求書(他人)」と記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。

4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

5 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに申願審査の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する申願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

7 「(【調査報告番号】)」の欄には、第31条の2第3項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「(【調査報告番号】)」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

8 特許法第48条の3第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により申願審査の請求をするときは、「【代理人】」(「【調査報告番号】」)の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考5に該当する場合(減免を受ける者を含む者の共有に係る出願を除

く。)にあつては「【持分の割合】」、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求」と記載し、また、備考5に該当する場合(減免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。)にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合と、「特許法第48条の3第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求」を行を改めて記載する。

- 9 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を出願審査請求書に記載して同項の申請書の提出を省略しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【請求人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する請求人である。(○○○○ 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。(○○○○ 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び21から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第18の備考9並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第46 (第31条の3関係) (平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令72・平19経産令14・平20経産令69・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 優先審査に関する事情説明書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実施の状況等】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 「【実施の状況等】」の欄には、「1. 実施の状況」、「2. 実施等による影響」及び「3. 折衝の経過」の項目を設けて、次の要領で記載する。

イ 「1. 実施の状況」には、実施者の住所、氏名及び電話番号、実施者が特許出願人と取引関係、人的・資金的関係等を有するときはその関係、実施に係る物又は方法、実施の場所、実施の時期、生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額その他実施の状況を明らかにする事項を具体的に記載する。

ロ 「2. 実施等による影響」には、提出者が、特許出願人であるときは実

施により受けている影響、特許出願人でないときは特許出願人の警告等により受けている影響を具体的に記載する。

- ハ 「3. 折衝の経過」には、実施に関して行われた特許出願人と実施者との折衝の経過及びその結果を具体的に記載する。
- 3 次に掲げる書類又は物件を優先審査に関する事情説明書に添付する。
- イ 警告状の写し
 - ロ 特許出願人でない者の実施に係る物又は方法の説明書及び必要な図面並びにその実施が特許出願に係る発明の実施となる理由を具体的に記載した書面
 - ハ 「1. 実施の状況」に記載した事項の根拠となる書類又は物件
 - ニ 提出者が特許出願人でないものであるときは、その特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類
- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考2及び4と同様とする。

様式第48 (第32条関係) (平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・
 平11通産令132・平15経産令72・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

【書類名】 意見書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁審査官 殿
 (特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【意見の内容】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字（意見の内容に使用する場合を除く。）並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。）。
- 2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 3 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第13の備考9並びに様式第15の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

様式第49 削除
様式第50 (第38条関係)

様式第50 (第38条関係) (平11通産令132・全改、平15経産令72・平19経産令14・令元経産令1
・令2 経産令92・一部改正)

【書類名】 出願公開請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第51（第38条の2関係）（平2通産令41・追加、平11通産令132・旧様式第52繰上・一部改正、平20経産令90・令2経産令92・一部改正）

明 細 書

請 求 の 範 囲

要 約 書

図 面

〔備考〕

- 1 余白は、明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文にあつては、少なくとも用紙の上端、右端及び下端に各々2cm並びに左端に2.5cmをとるものとし、原則としてその上端及び左端については各々4cm並びにその右端及び下端については各々3cmを超えないものとし、図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文にあつては、少なくとも用紙の上端及び左端に各々2.5cm、右端に1.5cm並びに下端に1cmをとる。
- 2 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文の文字は、12ポイントから14ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。
- 3 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文の訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。
- 4 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文については、次の要領で記載する。

- イ 技術用語は、学術用語を用いる。
 - ロ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
 - ハ 「発明の名称」には、願書に記載されたもの（国際調査機関が発明の名称を決定したときは、国際調査機関が決定したものを）を翻訳して記載する。
 - ニ 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 5 図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文は、図面（図面の中の説明を除く。）の写しに図面の中の説明の翻訳文をはり付け、又は図面の中の説明の翻訳文を含む新たな図面を作成して提出する。ただし、図面の中の説明を別紙に掲げた場合には、当該別紙の翻訳文を提出する。
 - 6 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文の書き方は、左横書とし、各行の間隔は少なくとも5mm以上をとり、各ページにはページを記入する。
 - 7 図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文は、その複製を作ることができるように、作成する。
 - 8 その他は、様式第3の備考1と同様とする。

様式第51の2（第38条の2関係）

- 【書類名】 明細書
- 【発明の名称】
- 【技術分野】
- （【背景技術】）
- （【先行技術文献】）
 - （【特許文献】）
 - （【非特許文献】）
- 【発明の概要】
 - 【発明が解決しようとする課題】
 - 【課題を解決するための手段】
 - （【発明の効果】）
- （【図面の簡単な説明】）
 - （【図1】）
- （【発明を実施するための形態】）
 - （【実施例】）
- （【産業上の利用可能性】）
- （【符号の説明】）
- （【受託番号】）
- （【配列表】）
- 【備考】

1 明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。

- イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
 - ロ 「【発明の名称】」には、願書に記載されたもの（国際調査機関が発明の名称を決定したときは、国際調査機関が決定したものを）を翻訳して記載する。
 - ハ 明細書（配列表は除く。）の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。
 - ニ 「発明の詳細な説明」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【先行技術文献】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【発明の概要】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。
 - ホ 「図面の簡単な説明」の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】」、「【図2】」のように記載し、図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。また、符号の説明がある場合には符号の説明の前になるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
 - ヘ 微生物の寄託について付された受託番号をまとめて記載しようとするときは、当該記載事項の前には、なるべく「【受託番号】」の見出しを付す。
- 2 その他は、様式第29の備考1から5まで、7、9、16及び17と同様とする。

様式第51の2の2（第38条の2関係）（平15経産令72・追加）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

- 1 請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。
 - イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
 - ロ 「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。
- 2 その他は、様式第29の2の備考1から6まで、8、10及び15と同様とする。

様式第51の3（第38条の2関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・一部改正）

【書類名】 図面

【図1】

〔備考〕

- 1 図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 2 図面（図面の中の説明に限る。）の翻訳文に2以上の図があるときは、図の番号（例えば「fig1」）の前後に「【】及び「】」を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに記載してはならず、異なる番号を付した図を横にならべて記載してはならない。
- 3 その他は、様式第30の備考1、3及び4と同様とする。

様式第51の4（第38条の2関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・一部改正）

【書類名】 要約書

【要約】

〔備考〕

- 1 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲及び要約書の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 2 その他は、様式第31の備考1から5まで、7、9及び12と同様とする。

様式第52（第38条の2関係）（平11通産令132・旧様式第52の2線上・全改、平15経産令72・平19経産令14・平22経産令35・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正書の提出年月日】

【手続補正1】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【提出物件の目録】

【その他】

〔備考〕

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT/○○○○/○○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、「【出願の区分】」には、「特許」と記載する。
- 2 「【手続補正1】」の欄の「【補正の内容】」には、【書類名】とともに補正後の特許請求の範囲の翻訳文の全文を記載する（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項○】」の欄名は除く。）。）。
- 3 「【その他】」の欄には、1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正個所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日にお

ける明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文における記載のうち、当該補正のための根拠を記載する。

- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第52の2（第38条の2の2、第38条の2の3及び第38条の14の2関係）

（平19経産令26・追加、平27経産令6・平31経産令12・令2経産令92・一部改正）

意見書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
氏名（名称）
あて名
国籍・地域
住所
- 3 代理人
氏名
あて名
- 4 通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第52の3（第38条の2の2関係）（平19経産令26・追加、平31経産令12・令2経産令92
・一部改正）

特許協力条約に基づく規則82の3.1による請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
氏名（名称）
あ て 名
国籍・地域
住 所
- 3 代理人
氏 名
あ て 名
- 4 請求の内容

〔備考〕

- 1 「請求の内容」の欄には、請求に係る書類名及びその提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第53 (第38条の4関係)

- 【書類名】 国内書面
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
 【国際出願番号】
 【出願の区分】
 【発明者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
 【特許出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【提出物件の目録】
 【物件名】 (請求の範囲の翻訳文 1)
 【物件名】 (明細書の翻訳文 1)
 【物件名】 (図面の翻訳文 1)
 【物件名】 (要約書の翻訳文 1)
 【備考】
 1 特許法第184条の4第4項の規定により、翻訳文を添付して提出するときは、「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第184条の4第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。
 2 第38条の13の2第2項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1
 3 様式第2の備考1から5まで、10から12まで、14、16、17及び21から25まで、様式第26の備考9、11、12、14から16まで、18、20、21、23から25まで、35及び36並びに様式第52の備考1と同様とする。

様式第54（第38条の6関係）（平11通産令132・全改、平15経産令72・平19経産令14・平21経産令35・平22経産令35・平23経産令72・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正書の提出年月日】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【その他】

〔備考〕

- 1 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、「【書類名】」を「特許協力条約第34条補正の写し提出書」と、特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、「特許協力条約第19条補正の写し提出書」と記載する。
- 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約（以下この様式において「特許協力条約」という。）第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の書類名を記載する。
 - ロ 「【補正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、段落番号「○○○〇」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」のように特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記載する。

- ハ 「【補正方法】」は、「【補正対象項目名】」に記載した単位において、特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更するときは「変更」と、新たな事項を加えるときは「追加」と、記載した事項を削るときは「削除」と記載する。
- ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【、後ろに【】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、特許請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。
- 3 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正に係る明細書の翻訳文は、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【○○○○】」若しくは「【配列表】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【】及び【】」で囲んだ欄名は除く。）。）。この場合において、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、段落番号「【○○○○】」の数を増加若しくは減少するものであるとき又は見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の全文を単位として提出しなければならない。
- 4 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文を提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項○】」の欄名は除く。）。）。
- 5 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正に係る図面の翻訳文は、全図又は「【図○】」を単位として提出しなければならない。
- 6 単位を異にする2以上の個所について翻訳文を提出するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

- 7 「【その他】」の欄には、特許法第184条の8第1項の規定により補正書の日本語による翻訳文又は補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正箇所を「明細書○頁を補正した」（明細書に記載した配列表を補正した場合にあつては「配列表の○を補正した」）又は「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、補正書の日本語による翻訳文を提出する場合にあつては特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文の記載のうち当該補正のための根拠を記載し、補正書の写しを提出する場合にあつては同項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。また、特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正箇所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。
- 8 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写し、又は特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを当該提出書に添付して提出するときは、「【その他】」欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」を設けて「補正書の写し」と記載する。この場合において「【手続補正1】」の欄は不要とする。
- 9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とする。

様式第54の2（第38条の6の4関係）（平11通産令132・追加、平19経産令14・平23経産令

72・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 特許法第184条の14の規定により特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT/○○○○/○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、「【出願の区分】」には、「特許」と記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第55（第38条の8関係）

様式第55（第38条の8関係）

【書類名】 特許協力条約第25条の規定による検査の申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願番号】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【拒否（宣言、認定）の通知を受けた日】

【国際事務局へ国際出願の写しの送付を請求した日】

【申出の趣旨】

【申出の理由】

（【手数料の表示】）

（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

【物件名】 国際出願の翻訳文 1

【物件名】 （ ）

【備考】

1 「【国際出願番号】」の欄には、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付する。

2 「【発明者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇/〇」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」（申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表申出人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

- 【氏名】
【申出人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【申出人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 3 「【申出の趣旨】」の欄には、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であるかを記載する。
- 4 第38条の13の2第4項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
- 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、17及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第26の備考9、11、12、14から16まで、18及び23から25まで並びに様式第37の2の備考1と同様とする。
-

様式第55の2（第38条の14の3関係）

特許法第67条第2項の延長登録願

(令和 年 月 日)

特許
印紙

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 特許出願の番号及び年月日
出願番号
出願日
- 3 出願審査の請求があつた年月日
- 4 延長を求める期間
- 5 延長登録出願人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 6 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 7 添付書類の目録
(延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通)
(通)

[備考]

- 1 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各々3cmをとる。
- 2 「特許出願の番号及び年月日」の欄の「出願番号」には「特願○○○○-○○○○○○」、「出願日」には「令和何年何月何日」のように延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の番号及び年月日を記載する。
- 3 「氏名(名称)」の欄には、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 4 「延長を求める期間」の欄には、「何年何月何日」のように記載する。
- 5 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 6 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 7 第38条の14の4第2項の規定により特許法第67条の2第2項の書面の添付を省略するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 延長を求める期間の算定の根拠」の欄を設けて、第38条の14の4第1項第3号から第8号までに掲げる事項を記載する。この場合において、「(延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通)」の欄を設けるには及ばない。
- 8 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3並びに様式10の備考6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「6 代理人」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「6 代理人」の欄の次に「7 振替番号」と、「請求人」の欄とあるのは「延長登録出願人」の欄と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「6 代理人」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第56 (第38条の15関係)

特許
印紙

特許法第67条第4項の延長登録願
(令和 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 延長を求める期間
- 3 特許法第67条第4項の政令で定める処分を受けた日
- 4 延長登録出願人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 5 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容
- 7 添付書類の目録
 - (1) 延長の理由を記載した資料 1通
 - (2) (通)

〔備考〕

- 1 「延長を求める期間」の欄には、5年以下の期間を「何年何月何日」のように記載する。
- 2 「特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように特許法第67条第4項の延長登録の理由となる処分、承認番号等の処分を特定する番号及び処分の対象となった物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、その物及びその物について特定された用途）を記載する。
- 3 同時に2以上の特許法第67条第4項の延長登録の出願をするときは、その特許法第67条第4項の延長登録願に、「特許法第67条第4項の延長登録願(1)」、「特許法第67条第4項の延長登録願(2)」のように番号を付けて区別する。
- 4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 5 特許法第67条の6第1項の規定による書面を提出しているときは、「7 特許法第67条の6第1項の規定による書面の提出日」の欄を設けて、当該書面の提出日を記載する。
- 6 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式10の備考6並びに様式第55の2の備考1、3及び6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 振替番号」と、「請求人」の欄とあるのは「延長登録出願人」の欄と、「4 請求の内容」欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第56の2（第38条の16の2関係）（平11通産令132・追加、平26経産令54・平29経産令
3・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

特許法第67条の6第1項の規定による書面

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 特許法第67条第4項の延長登録の出願をしようとする者
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように、特許法第67条第4項の延長登録の理由となる処分を記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで及び7から11まで及び13から15まで並びに様式第5の備考3と同様とする。

様式第57（第39条関係）



判 定 請 求 書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

1 判定請求事件の表示

2 請求人

(識別番号)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

(国籍・地域)

3 代理人

(識別番号)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

4 被請求人

住所(居所)

氏名(名称)

5 請求の趣旨

6 請求の理由

7 証拠方法

8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「判定請求事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号判定請求事件」のように記載する。

2 「(電話又はファクシミリの番号)」の欄には、請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

3 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第55の2の備考3及び6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 振替番号」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第58（第42条関係）

特許
印紙

裁定請求書

(令和 年 月 日)

(円)

経済産業大臣 殿
 (特許庁長官 殿)

- 1 請求人
 (識別番号)
 住所(居所)
 (電話又はファクシミリの番号)
 氏名(名称)
 (国籍・地域)
- 2 代理人
 (識別番号)
 住所(居所)
 (電話又はファクシミリの番号)
 氏名(名称)
- 3 被請求人
 住所(居所)
 氏名(名称)
- 4 協議の経過
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第2項の規定により裁定を請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「協議の経過」の欄には、通常実施権の許諾についての協議の経過及びその結果を記載する。協議をすることができなかつたときは、その旨及びその理由を記載する。
- 3 「請求の趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考3及び6並びに様式第57の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第59（第42条関係）



裁定請求書（特許法第92条第4項の規定による裁定請求）

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 請求人
 - （識別番号）
 - 住所（居所）
 - （電話又はファクシミリの番号）
 - 氏名（名称）
 - （国籍・地域）
- 2 代理人
 - （識別番号）
 - 住所（居所）
 - （電話又はファクシミリの番号）
 - 氏名（名称）
- 3 被請求人
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）
- 4 請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示
- 5 協議の経過
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示」の欄には、被請求人が特許法第92条第3項の裁定を請求して通常実施権の許諾を求めている当該特許発明の特許番号（登録実用新案又は登録意匠にあつては、その登録番号）を記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考3及び6、様式第57の備考2及び3並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第60（第43条関係）

特許
印紙

裁定取消請求書

(令和 年 月 日)

(円)

経済産業大臣 殿
 (特許庁長官 殿)

- 1 請求人
 (識別番号)
 住所(居所)
 (電話又はファクシミリの番号)
 氏名(名称)
 (国籍・地域)
- 2 代理人
 (識別番号)
 住所(居所)
 (電話又はファクシミリの番号)
 氏名(名称)
- 3 被請求人
 住所(居所)
 氏名(名称)
- 4 裁定の日付
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第3項において準用する同法第90条第1項の規定により裁定の取消しを請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「請求の趣旨」の欄には、「特許第○○○○○○○号に係る特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定の取消を求める。」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考3及び6並びに様式第57の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第60の2（第44条の2関係）

営業秘密に関する申出書

（令和 年 月 日）

経済産業大臣 殿
（特許庁長官 殿）

1 事件の表示

2 申出人

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4 申出の内容

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第2項の規定により提出する書類並びに同条第3項において準用する同法第84条（同法第93条第3項において準用する同法第90条第2項において準用する場合を含む。）、同法第84条の2（同法第93条第3項において準用する同法第90条第2項において準用する場合を含む。）及び同法第90条第1項の規定により提出する書類において営業秘密が記載された旨を申し出る場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定請求事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定取消請求事件」のように記載する。
- 3 「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付裁定請求書に添付された甲第何号証」のように裁定事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで並びに様式第61の2の備考4と同様とする。

様式第61（第44条関係）（平2通産令41・追加、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平9通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平12通産令357・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

裁定事件答弁書

(令和 年 月 日)

経済産業大臣 殿
(特許庁長官 殿)

- 1 事件の表示
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人の代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 請求人の代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 答弁の趣旨
- 7 理由
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第3項において、又は同項において準用する同法第90条第2項において、それぞれ準用する同法第84条の答弁書にあつては経済産業大臣、その他の答弁書にあつては特許庁長官とする。
- 2 「事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定請求事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定取消請求事件」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第57の備考2と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

様式第61の2（第45条の2関係）

特許
印紙
(円)

特許異議申立書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 特許異議の申立てに係る特許の表示
特許番号
請求項の表示
- 2 特許異議申立人
(識別番号)
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 3 代理人
(識別番号)
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称)
- 4 申立ての理由
- 5 意見書提出の希望の有無
- 6 証拠方法
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄の「請求項の表示」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項」と記載する。
- 2 特許異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄に「証拠○○○○-○○○○○関連特許異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 3 「氏名(名称)」の欄には、法人又は法人ではない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 4 「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「代理人」の欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、なるべく、担当弁理士の「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当」と記載する。また、代理人が弁理士法人の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は○○○○」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載する。
- 5 「意見書提出の希望の有無」の欄には、特許法第120条の5第5項の規定による意見書の提出を希望しない旨の申出をするか否かが明確に分かるように、「希望する」又は「希望しない」と記載する。
- 6 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する

見込みの時間

- ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
 - ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
 - ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 7 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6並びに様式第57の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「6 証拠方法」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「6 証拠方法」の欄の次に「7 振替番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「6 証拠方法」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第61の3（第45条の3関係）（平27経産令6・追加、平31経産令12・令元経産令1・令
2経産令92・一部改正）

意見書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許権者（参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 取消理由通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「異議番号」の欄には、「異議○○○○—○○○○○○」のように特許異議の番号を記載する。
- 2 特許法第120条の5第6項の意見書を提出するときは、「取消理由通知の日付」の欄を「訂正拒絶理由通知の日付」とする。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4、6及び7と同様とする。

様式第61の4（第45条の3関係）

特許
印紙

訂正請求書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許番号
- 3 訂正の請求に係る請求項の数
- 4 請求人
 - (識別番号)
 - 住所(居所)
 - (電話又はファクシミリの番号)
 - 氏名(名称)
 - (国籍・地域)
- 5 代理人
 - (識別番号)
 - 住所(居所)
 - (電話又はファクシミリの番号)
 - 氏名(名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第120条の5第9項（同法第174条第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。
- 2 「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第120条の5第9項（同法第174条第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 3 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る特許権であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 請求の理由」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇/〇」のように記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第61の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「7 請求の理由」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「7 請求の理由」の欄の次に「8 振替番号」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「7 請求の理由」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第61の5（第45条の3関係）（平27経産令6・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

意 見 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許異議申立人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 意見の内容
- 5 証拠方法
- 6 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4及び6並びに様式第61の3の備考1と同様とする。

様式第61の6（第46条関係）

様式第61の6（第46条関係）

【書類名】 審判請求書
 （【提出日】 令和 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【審判事件の表示】
 【出願番号】
 【審判の種別】
 【請求項の数】
 【審判請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【国籍・地域】）
 （【電話番号】）
 （【ファクシミリ番号】）
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （【電話番号】）
 （【ファクシミリ番号】）
 （【手数料の表示】）
 （【予納台帳番号】）
 （【納付金額】）
 【請求の趣旨】
 【請求の理由】
 【証拠方法】
 【提出物件の目録】
 【備考】

- 1 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上とり、1ページは29行以内とする。
- 2 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」のように記載する。
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年1月1日以降の出願について拒絶査定不服審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」又は「（【ファクシミリ番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 5 「（【国籍・地域】）」の欄は外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 7 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【審判請求人】
 【識別番号】

- 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
 (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
- 【審判請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
 (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
- 8 代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 9 「【請求の理由】」の欄には、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の要点」、「3. 立証の趣旨」、「4. 本願特許が登録されるべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載する。
- 10 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように全体の持分に対する国以外の者のすべての持分を記載する。
- 11 【証拠方法】の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
- ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
- ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 12 その他は、様式第2の備考1、2、4、5、10から12まで、14、16から18まで及び21から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9並びに様式第26の備考11と同様とする。

様式第62（第46条及び第46条の2関係）

特許
印紙

審判請求書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 請求項の数
- 3 請求人
 - (識別番号)
 - 住所(居所)
 - (電話又はファクシミリ番号)
 - 氏名(名称)
 - (国籍・地域)
- 4 代理人
 - (識別番号)
 - 住所(居所)
 - (電話又はファクシミリ番号)
 - 氏名(名称)
- 5 被請求人
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 証拠方法
- 9 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 10 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 延長登録無効審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。
- 2 訂正審判又は訂正審判若しくは特許異議の申立てに対する再審を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。
- 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」、「特許法第何条の規定による特許第〇〇〇〇〇〇〇号延長登録無効審判事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件」のように記載する。
- 4 特許無効審判又は訂正審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは、「審判の請求に係る請求項の数」とする。
- 5 訂正審判を請求する場合にあつては、「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。ただし、訂正審判を請求項ごとに請求をする場合にあつては、審判の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。
- 6 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 特許無効審判を請求するときは、「1. 請求の理由の要約」、「2. 手続の経緯」、「3. 特許無効審判請求の根拠」、「4. 本件特許を無効にすべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載する。
 - ロ 延長登録無効審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 延長登録無効審判請求の概要」、「3. 本

件延長登録を無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。

- ハ 訂正審判を請求するときは、第46条の2第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 7 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「8 証拠方法」の欄の次に「9 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇/〇」のように記載する。
- 9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2及び3並びに様式第61の2の備考3、4、6及び7と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「8 証拠方法」の欄の次に「9 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「8 証拠方法」の欄の次に「9 振替番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「8 証拠方法」の欄の次に「9 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第63（第47条、第47条の2関係）（平2通産令41・追加、平5通産令75・平7通産令57
・平8通産令79・平9通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平27経産
令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

審判事件答弁書

(令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人の代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 請求人の代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 答弁の趣旨
- 7 理由
- 8 証拠方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効○○○○—○○○○」のように審判の番号を記載する。
- 2 「答弁の趣旨」の欄には、審判の請求の趣旨又は弁駁の趣旨に対する答弁の趣旨を記載する。ただし、当該答弁の趣旨が、既に提出された答弁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「答弁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。
- 3 「理由」の欄には、請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4及び

6と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

様式第63の2（第46条の2及び第47条関係）

特許
印紙

訂正請求書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 訂正の請求に係る請求項の数
- 3 請求人
 - (識別番号)
 - 住所(居所)
 - (電話又はファクシミリの番号)
 - 氏名(名称)
 - (国籍・地域)
- 4 代理人
 - (識別番号)
 - 住所(居所)
 - (電話又はファクシミリの番号)
 - 氏名(名称)
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇」のように、特許無効審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。
- 2 「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。
- 3 「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 請求の理由」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇/〇」のように記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第63の3（第47条関係）（平15経産令141・追加、平23経産令72・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

意 見 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 訂正拒絶理由通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効○○○○—○○○○」のように審判の番号を記載する。
- 2 特許法第134条の2第5項の規定による意見の申立てをする場合であつて、訂正の請求をした者がするときは、「2 請求人（被請求人、参加人）」の欄を「2 被請求人」と、特許無効審判の請求人がするときは、「2 請求人（被請求人、参加人）」の欄を「2 請求人」とする。
- 3 特許法第153条第2項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「無効理由通知の日付」と、同法第150条第5項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「証拠調べ通知の日付」又は「証拠保全通知の日付」とする。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4及び6と同様とする。

様式第63の4（第47条の3関係）（平15経産令141・追加、平27経産令6・令元経産令1・令
2 経産令92・一部改正）

審判事件弁駁書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 請求人の代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 被請求人の代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 弁駁の趣旨
- 7 理由
- 8 証拠方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「弁駁の趣旨」の欄には、答弁書等の趣旨に対する反論の趣旨を記載する。ただし、当該反論の趣旨が、既に提出された審判の請求書又は弁駁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「弁駁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。
- 2 「理由」の欄には、被請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4及び6並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第63の5（第47条の4関係）（平15経産令141・追加、平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

同 意 回 答 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 同意回答書提出期間の通知書の日付
- 5 回答の趣旨
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「回答の趣旨」の欄には、同意回答書提出期間の通知書において示されている請求の理由の要旨を変更する補正について同意するか否かが明確にわかるように記載する。（例えば、同意する場合は「同意する。」、又は同意しない場合は「同意しない。」と記載する。）
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

様式第63の6（第47条の6関係）（平15経産令141・追加、平23経産令72・平27経産令6・令
元経産令1・令2経産令92・一部改正）

訂 正 請 求 申 立 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 判決の送達日
- 5 申立ての趣旨
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「判決の送達日」の欄には、「令和〇〇年行〇第〇〇号の判決の送達日
令和何年何月何日」のように記載する。
- 2 「申立ての趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権につ
いて、特許法第134条の3の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように
記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま
で、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式61の2の備考4並びに様式
第63の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2、様
式第61の2の備考4中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるもの
とする。

様式第64（第48条の2関係）（平2通産令41・追加、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平9通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

除斥（忌避）申立書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 申立人
（識別番号）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 申立の趣旨
- 5 申立の理由
- 6 疎明方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。
- 2 「申立の趣旨」の欄には、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
- 3 「疎明方法」の欄には、除斥（忌避）の理由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 4 「（識別番号）」は、拒絶査定不服審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4及び7と同様とする。

様式第64の2（第48条の3関係）（平11通産令132・追加、平15経産令141・平27経産令6・
令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

審理の方式の申立書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 申立の内容
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「1 審判の番号」を「1 審判事件の表示」とし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」のように記載する。
- 2 「申立の内容」の欄には、審理の方式の申立の理由を記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4と同様とする。

様式第64の3（第48条の3関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・

平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 口頭審理申立書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【申立の内容】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【審判事件の表示】」の欄の「【審判番号】」には「不服○○○○—○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の6の備考1、4、6及び7と同様とする。

様式第65（第49条関係）

特許
印紙

参加申請書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 参加申請人
(識別番号)
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 3 代理人
(識別番号)
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称)
- 4 請求人の氏名(名称)
- 5 被請求人の氏名(名称)
- 6 参加の態様
- 7 利害関係
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「参加の態様」の欄には、「特許法第119条第1項の規定により参加」又は「特許法第148条第何項の規定により請求人(被請求人)側に参加」のように記載する。
- 2 「利害関係」の欄には、特許法第119条第1項又は特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2及び3、様式第61の2の備考3及び4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 振替番号」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 指定立替納付」と読み替えるものとする。

様式第65の2（第50条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 証拠説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【証拠の説明】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【証拠の説明】」の欄には、「号証」、「標目」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書に付された符号及び番号を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の3（第50条関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

証 拠 説 明 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 証拠の説明
- 5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「証拠の説明」の欄には、「号証」、「標目」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書に付された符号及び番号を記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の4（第50条の2関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・

平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 請求取下書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、
様式第4の備考1及び4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64
の3の備考1と同様とする。

様式第65の5（第50条の2関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

請求取下書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 審判の番号
- 2 審判請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の5の2（第50条の2の2関係）（平23経産令72・追加、平27経産令6・平29経産令3・平31経産令12・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

訂正請求取下書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 訂正請求人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の2の備考1と同様とする。

様式第65の6（第50条の3関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・

平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 審理再開申立書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【申立の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【審判事件の表示】」の欄の「【審判番号】」には「不服○○○○—○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の6の備考1、4、6及び7と同様とする。

様式第65の7（第50条の3関係）（平11通産令132・追加、平15経産令141・平27経産令6・
令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

審 理 再 開 申 立 書

(令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 申立の理由
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第65の8（第50条の14関係）

営業秘密に関する申出書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

1 審判の番号

2 申出人

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4 申出の内容

〔備考〕

- 1 「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付審判請求書に添付された甲第何号証」のように審判事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の9（第51条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 口頭審理陳述要領書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【陳述の要領】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7、並びに様式第65の6の備考1と同様とする。

様式第65の10（第51条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令141・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

口頭審理陳述要領書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 陳述の要領
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第65の11（第57条の3関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・

平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 証拠申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【証明すべき事実】

【証拠との関係】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の12（第57条の3関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・
令2経産令92・一部改正）

証 拠 申 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 証明すべき事実
- 5 証拠との関係
- 6 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の13（第58条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 証人尋問申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【証人の表示】

【尋問に要する見込み時間】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【証人の表示】」の欄には、証人の氏名、住所（居所）及び職業を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の14（第58条関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

証人尋問申出書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 証人の表示
- 5 尋問に要する見込み時間
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の15（第58条の2関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・
平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 尋問事項書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【証人】

【尋問事項】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の16（第58条の2関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・
令2経産令92・一部改正）

尋問事項書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 証人
- 5 尋問事項
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の17（第58条の17関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・

平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 回答希望事項記載書面

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【回答希望事項】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。

様式第65の18（第58条の17関係）（平11通産令132・追加、平15経産令141・平27経産令6・
令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

回答希望事項記載書面

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 回答希望事項
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第65の19（第60条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 鑑定の中出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【鑑定事項】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の20（第60条関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

鑑定の申出書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 鑑定事項
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の21（第60条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 鑑定事項書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【鑑定を求める事項】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の22（第60条関係）（平11通産令132・追加、平23経産令72・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

鑑 定 事 項 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 鑑定を求める事項
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の23（第61条の11関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・

平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 録音テープ等の内容説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【録音テープ等の内容の説明】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。

様式第65の24（第61条の11関係）（平11通産令132・追加、平15経産令141・平27経産令6・
令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

録音テープ等の内容説明書

(令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 録音テープ等の内容の説明
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第65の25（第62条関係）（平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経産令14・平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 検証申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【検証の目的】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【検証の目的】」の欄には、「1. 検証物」、「2. 検証地」、「3. 立証事項」のように項目を設けて記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の26（第62条関係）（平11通産令132・追加、平27経産令6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

検 証 申 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 検証の目的
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第66（第64条関係）（平2通産令41・追加、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・
平9通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平23経産令72・平27経産令
6・平29経産令3・平31経産令12・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正）

証 拠 保 全 申 立 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 申立人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 相手方
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 証明すべき事実
- 6 証拠
- 7 証拠保全の事由
- 8 疎明方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、審判請求前にあつては「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号に関する証拠保全申立事件」、審判請求後にあつては「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇に関する証拠保全申立事件」のように記載する。
- 2 「証明すべき事実」の欄には、申立人の主張を裏付ける事実を記載する。
- 3 「証拠保全の事由」の欄には、速やかに証拠調べを行わなければならない事情を記載する。
- 4 「疎明方法」の欄には、証拠保全の事由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3及び4と同様とする。

様式第69（第69条関係）

【書類名】 特許料納付書
 （【提出日】 令和 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願番号】
 【請求項の数】
 【特許出願人】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第1年分から第 年分

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 「【出願番号】」の欄には、「特願○○○○—○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3 「【特許出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

 【特許出願人】

 【氏名又は名称】

 【特許出願人】

 【氏名又は名称】

 【納付者】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

 【納付者】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

- 4 特許査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」（備考6に該当する場合にあっては「【持分の割合】」、備考7に該当する場合にあっては「【特許料等に関する特記事項】」）の欄の次に「【その他】」の欄を

設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」、「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

- 5 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。特許法第107条第5項ただし書の規定により、現金により特許料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。
- 6 第69条第2項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。))。
- 7 第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 8 第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受け、かつ、第72条第3項の規定により特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「(【納付年分】)」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げ

る要件に該当する特許出願人である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する特許出願人である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)

- 9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

様式第70（第69条関係）

【書類名】 特許料納付書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【特許番号】
 【請求項の数】
 【特許権者】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第 年分

(円)

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、【納付年分】の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、【納付年分】（備考3に該当する場合にあつては【持分の割合】）の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。
- 3 第69条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては【納付年分】の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○ 持分○／○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○ 持分○／○)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、【特許料等に関する特記事項】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する。
- 4 第69条第4項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【納付年分】（備考2に該当する場合にあつては【特許料等に関する特記事項】、備考3に該当する場合にあつては【持分の割合】）の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3、5、7及び8と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中【特許出願人】とあるのは【納付者】と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中【特許出願人】とあるのは【特許権者】と、備考5中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と、備考7中「備考6」とあるのは「備考3」と、備考8中【特許出願人】とあるのは【特許権者】と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と読み替えるものとする。

様式第70の2（第69条の2関係）

様式第70の2（第69条の2関係）

【書類名】 回復理由書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【特許番号】
 【特許権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【回復の理由】
 (【手数料の表示】)
 (【納付書番号】)
 【提出物件の目録】

【備考】

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、特許法別表第11号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 「【特許権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【特許権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【特許権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 3 第69条の2第6項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る特許番号(特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 【別紙】

特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、

特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、

- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第26の備考9並びに様式第31の9の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、様式31の9の備考2中「記載する。第31条の2第5項の規定により回復理由書を提出するときは、当該理由について、出願審査の請求を遅延させることを目的とするものではなかつた旨が分かるように記載する。」とあるのは「記載する。」と、備考3中「第25条の7第8項、第31条の2第7項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項」とあるのは「第69条の2第4項」と読み替えるものとする。

様式第71（第72条関係）

様式第71（第72条関係）

【書類名】 特許料減免申請書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の理由】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 特許料の納付の猶予を申請するときは、「【書類名】」を「特許料猶予申請書」とする。
- 2 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、設定登録前に特許料を申請するときは「特願○○○○-○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。
- 3 「【申請の理由】」の欄には、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する申請人である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する申請人である。」のようにその旨を記載する。
- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から24まで並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第72（第73条関係）（平11通産令132・追加、平16経産令28・平19経産令14・平20経産令69
・平23経産令72・平31経産令12・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 審査請求料減免申請書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載する。
- 2 「【申請の理由】」の欄には、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する申請人である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する申請人である。」のようにその旨を記載する。
- 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から24まで、様式第4の備考4並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

様式第73 (第76条関係)

【書類名】 既納特許料返還請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付年月日】

【納付済金額】

【納付年分】 第 年分から第 年分

【納付金額】

【適正納付金額】

【納付年分】 第 年分から第 年分

【納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

(【返還の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【加算金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 「【特許番号】」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許の番号を記載し、特許権の設定の登録を受ける者が納付した特許料の返還を請求するときは、「【特許番号】」を「【事件の表示】」及び「【出願番号】」とし、「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る特許料を納付した者を記載する。
- 3 「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、返還請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 5 「【納付済金額】」の欄には、実際に納付した特許料の納付年分と納付金額の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
- 6 「【適正納付金額】」の欄には、当該納付書に記載した納付年分と当該年分について適正に納付すべき特許料の合算額を記載する。
- 7 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する特許料の合算額を記載する。
- 8 「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受け取るべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「〇〇銀行（金庫）〇〇支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「〇〇〇〇〇〇〇〇」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。指定立替納付者による納付においては、「【金融機関名】」、「【口座種別】」、「【フリガナ】」、「【口座名義人】」及び「【口座番号】」には「-」のようにハイフンを記載する。
- 9 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する特許料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する特許料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。
- 10 「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、代理権を証明する書面等の提出する書類名を記載し、提出する書類がない場合は、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第74（第77条関係）

様式第74（第77条関係）

【書類名】出願審査請求手数料返還請求書

（【提出日】令和 年 月 日）

【あて先】特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【納付済金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

（【返還の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【加算金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、出願審査請求書、手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。
- 3 出願審査請求書と手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続が2以上あるときは、「【返還請求対象書類】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【返還請求対象書類】
 【書類名】
 【提出日】
 【書類名】
 【提出日】
- 4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の合算額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する額の合算額を記載する。
- 6 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する手数料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返

還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

- 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁護士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第75 (第78条関係)

様式第75 (第78条関係)

【書類名】 既納手数料返還請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【納付済金額】

【適正納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、特許願、出願審査請求書、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。
- 3 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
- 4 「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第73の備考3、4、8及び10と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。